

第4部 学校教育

第1章 平成29年度 学校教育指導の方針と重点

岐阜県教育委員会は、幼稚園、小・中・義務教育学校、高等学校、特別支援学校教育指導の「方針と重点」を次のように策定する。

1 幼稚園教育指導の方針と重点

岐阜県における幼稚園教育指導の基本的な構え

変化の激しいこれからの社会を生きるために、「生きる力」の基礎をより一層育むことを目指して平成20年3月に幼稚園教育要領が改訂された。また、本県では、「岐阜県教育ビジョン」において、知・徳・体の調和を大切に、きめ細かな教育を推進するための様々な施策を展開し、教育の充実を図ってきた。中でも、幼児期からの教育については、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであるという認識に立つとともに、幼児の心身の調和のとれた発達を助長することを期して、平成22年3月に「岐阜県幼児教育アクションプラン」を策定し、モデル地域を中心に幼児期から児童期へと学びをつなぐ幼保小の接続を大切に取組を進め、成果を得た。

一方、幼児を取り巻く環境の変化は、幼児の心や体に大きな影響を及ぼしている。そして、子育て環境の変化に伴い、育児に不安を感じる保護者の増加や家庭・地域社会の教育力の低下等の問題も依然として指摘されている。また、「岐阜県幼児教育アクションプラン」の課題として、幼稚園や保育所・認定こども園と小学校の円滑な接続、特別支援教育の体制整備、子育て支援ネットワーク体制の確立について今後も継続的な取組が求められている。

このような中、岐阜県は、「第2次岐阜県教育ビジョン」において、本県の子どもたちに育みたい力として引き続き「自立力」「共生力」「自己実現力」を掲げ、地域社会の一員として持続可能な地域社会づくりに貢献する地域社会人の育成のための具体的な施策を示している。

これらのことを踏まえ、更なる幼児教育の充実を図るため、県教育委員会では、平成28年3月に「第2次岐阜県幼児教育アクションプラン」を策定した。各幼稚園においては、幼児一人一人の心身の発達に応じて「生きる力」の基礎となる心情、意欲、態度等を総合的に育むことを目指し、家庭や地域社会と一体となってより一層幼児の健全育成に努めなければならない。

県教育委員会は、これらのことの具現に向けて、幼稚園の教育課程の編成・実施に係る方針として策定した以下の「教育指導の方針と重点」を基に、市町村教育委員会や幼稚園に対する指導・助言に努める。

一方 針一

- ◇一人一人に「生きる力」の基礎を育む指導をする
- ◇幼稚園の教育目標の具現に徹する幼稚園経営をする

一重 点一

幼稚園経営

全教職員が協力して活力ある幼稚園経営をする

- ・管理職は確固たる教育理念をもち、教職員一人一人が崇高なる使命感と高い倫理観をもって教育指導にあたることができるよう、指導性を発揮するとともに、全教職員を生かす機能的な運営体制を確立する。
- ・幼稚園教育要領を遵守するとともに、幼児の心身の発達と幼稚園や地域の実態に即した創意ある教育課程を編成し、実施する。
- ・幼児の命を守りきることを最優先に考え、全教職員が危機意識をもって一人一人の安全・安心の確保に努め、幼稚園内外の環境を見直すとともに、家庭・地域社会・関係機関等との連携の強化を図り、適切かつ確実な危機管理体制を確立する。
- ・幼稚園の教育方針について家庭や地域社会に積極的に情報提供するとともに、自己評価や学校関係者評価を幼稚園経営の改善に生かして、その結果を公表することにより、開かれた幼稚園づくりを推進する。
- ・家庭や地域社会と連携して、障がいのある幼児の早期発見・早期支援システム構築や子育て支援の体制づくりを行うなど、地域における幼児期の教育のセンターとしての役割を果たす。
- ・教職員の資質や指導力の向上のため、園内研究とともに、コンプライアンスについての園内研修を組織的・計画的に実施する。
- ・園務分掌や運営組織等を見直すなどして十分に業務のスリム化を図り、幼児に関わる時間を増やすとともに、教職員自身が心身共に健康で、やりがいをもって教育活動に取り組みるよう、幼稚園経営の充実を図る。

研 修

自己の課題を明確にし、計画的に研修を進め、確かな指導力を身に付ける

- ・教育公務員としての使命を自覚し、資質の向上を図るため、日々の実践と管理職の面談等を通して、園の課題や自己の課題を明確にし、課題解決のために組織的・継続的な研修を行う。
- ・キャリアステージに応じた研修、専門性を高める研修、多様なニーズに応じた研修を組織的・継続的に行う。

幼稚園指導

発達の課題に即し、遊びを通した総合的な指導をする

- ・幼児期にふさわしい生活が展開され、適切な指導が行われるよう、指導計画を作成するとともに、反省や評価を適切に行い、常に指導計画を改善する。
- ・身近な環境に進んで関わり、心身の調和のとれた発達の基礎を培う活動が展開できるよう、幼児理解に基づき意図的・計画的に環境の構成を工夫する。
- ・基本的な生活習慣の形成を図るとともに、幼児相互の関わりや身近な自然に親しむ活動を通して、幼児期にふさわしい道徳性の芽生えを培うなど、心の教育を充実する。
- ・人と関わることの楽しさや喜びを味わうとともに、自分の思いを言葉で伝え合うことができるよう活動を工夫する。
- ・集団生活のきまりの大切さに気付き、守ることができるよう、一人一人に応じた規範意識の芽生えを培う指導・援助をする。
- ・障がいのある幼児一人一人の発達の特性を理解し、障がいの状態や教育的ニーズに応じた合理的配慮の提供に努める。

□全教育活動を通して、特に配慮したいこと

- ・安全を第一とした教育活動を展開するために、健康被害や事故等の要因となる学習・生活環境及び幼児の行動に十分留意するとともに、緊急時においては、命を守りきることを最優先にした迅速かつ適切な対応に徹する。
- ・幼児や保護者等との信頼関係を築くとともに、体罰の根絶や児童虐待の発見・通告に努め、人間尊重の気風がみなぎる幼稚園づくりを推進する。
- ・幼児が遊びの中で十分に体を動かすとともに、友達と関わり、感動と喜びを味わうことができるよう活動を展開する。
- ・幼稚園・家庭・地域社会が協力し合い、身近な人や自然と触れ合う体験活動を充実する。
- ・幼児と向き合う時間を確保するとともに、教材研究や研修に十分取り組むことができるよう、教材・教具の共有化や事務の効率化等を進める。
- ・発達や学びの連続した教育活動が展開できるよう、保育所等や小学校との連携を深め、円滑な接続を図る。

2 小・中・義務教育学校教育指導の方針と重点

岐阜県における小・中学校教育指導の基本的な構え

変化の激しいこれからの社会を生きるために、「生きる力」をより一層育むことを目指して平成20年3月に学習指導要領が改訂された。また、本県では、「岐阜県教育ビジョン」において、知・徳・体の調和を大切にしたい、きめ細かな教育を推進するための様々な施策を展開し、教育の充実を図ってきた。

一方、グローバル化や少子化、高齢化など社会の急激な変化や情報化の一層の進展などに伴い、児童生徒の自立の遅れや生徒指導上の諸問題の多様化、学習意欲や体力の低下など、様々な課題が依然として指摘されている。また、震災を契機に、状況を的確に捉え自ら考え行動する力や多様なコミュニティーにおける様々な人々との支え合い等が求められている。

このような中、岐阜県は、「第2次岐阜県教育ビジョン」において、本県の児童生徒に育みたい力として引き続き「自立力」「共生力」「自己実現力」を掲げ、地域社会の一員として持続可能な地域社会づくりに貢献する地域社会人の育成のための具体的な施策を示している。

これらのことを踏まえ、各学校においては、確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和のとれた育成を目指し、児童生徒の発達の段階を考慮した指導に努めるとともに、家庭・地域社会と一体となって児童生徒の健全育成に努めなければならない。特に、児童生徒一人一人を一層大切にし、望ましい人間関係を築く力を高めるとともに、基礎的・基本的な知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成のバランスを重視して、児童生徒一人一人に自ら学ぶ力を身に付ける必要がある。

県教育委員会は、これらのことの具現に向けて、学校の教育課程の編成・実施に係る方針として策定した以下の「教育指導の方針と重点」を基に、市町村教育委員会や学校に対する指導・助言に努める。

一方 針

◇一人一人に「生きる力」を育む指導をする

◇学校の教育目標の具現に徹する学校経営をする

一重 点一

学校経営

全教職員が協力して活力ある学校経営をする

- ・管理職は確固たる教育理念をもち、教職員一人一人が崇高なる使命感と高い倫理観をもって教育指導に当たることができるよう、指導性を発揮するとともに、全教職員を活かす機能的な運営組織を確立する。
- ・学習指導要領を遵守するとともに、学校や地域の特色等を生かした創意ある教育課程を編成・実施する。
- ・児童生徒の命を守りきることを最優先に考え、全教職員が危機意識をもって一人一人の安全・安心の確保に努め、学校内外の環境を見直すとともに、家庭・地域社会・関係機関等との連携の強化を図り、適切かつ確実な危機管理体制を確立する。
- ・学校の教育方針や指導改善に向けた方針などについて家庭や地域社会に積極的に情報提供するとともに、学校評価や児童生徒の実態等を学校経営や指導の改善に生かし、その状況を公表することにより、開かれた学校づくりを推進する。
- ・教職員の資質や指導力の向上のため、授業研究とともに、コンプライアンスについての校内研修を組織的・計画的に実施する。
- ・校務分掌や運営組織等を見直すなどして十分に業務のスリム化を図り、児童生徒に関わる時間を増やすとともに、教職員自身が心身共に健康で、やりがいをもって教育活動に取り組めるよう、学校経営の充実を図る。

研 修

自己の課題を明確にし、主体的に研修を進め、確かな指導力を身に付ける

- ・教育公務員としての使命を自覚し、資質の向上を図るため、日々の実践と自己啓発面談を通して、学校の課題や自己の課題を明確にし、課題解決のために組織的・継続的な研修を行う。
- ・学校経営に参画する意識を高める研修、専門性を高める研修、社会の変化に伴う諸課題を解決するための研修を行う。
- ・経験年数や職務に応じて、学習指導の力、生徒指導の力及び経営・分掌を推進する力を高める研修を行う。
- ・授業及び校務等にICTを効果的に活用するための研修、児童生徒にICT活用や情報モラルについて、より効果的に指導する力を高める研修を行う。
- ・特別な支援を必要とする児童生徒の教育的なニーズに対応するため、全教職員の指導力向上及び校内の支援体制充実について、組織的・計画的に研修を行う。

教科指導

基礎的・基本的な知識・技能の習得を図るとともに、思考力・判断力・表現力及び自ら学ぶ意欲や態度を育て、学力向上を推進する

- ・指導内容の系統性及び教科間・学校段階間のつながりを踏まえ、一人一人の学力・学習状況を把握し、指導目標と評価規準を明確にした指導計画の作成と改善を図る。
- ・学ぶ意義を明確にして、児童生徒が主体的に学習に取り組むための指導を充実するとともに、学習内容の定着を図る場と方法を工夫するなど、基礎的・基本的な知識・技能を一人一人に確実に身に付けさせる指導を徹底し、これらを活用して身近な課題を発見し解決する学習を取り入れるなど、思考力・判断力・表現力等を高める指導を充実する。

- ・お互いの見方・考えから学び合うことを通じて、自己の考え方を広げ深めるなど質の高い学びを実現する学習集団へと質を高めるとともに、学習習慣を確立する指導を充実する。

道徳教育

自己を見つめる力と他を思いやる心を育てる

- ・学校における道徳教育の方針を明確にし、道徳教育推進教師を中心として全教職員が協力して展開する指導体制を充実する。
- ・道徳の時間（特別の教科道徳）を要として教育活動全体を通じて道徳性が養われるよう、小・中学校の連携を図り、児童生徒の発達の段階や特性を踏まえるとともに、道徳の時間（特別の教科道徳）と他の教育活動との関連を明確にした指導計画を工夫改善する。
- ・道徳的価値の理解を自分との関わりで考えとともに、多様な考え方や感じ方に接して物事を多面的・多角的に考えるなど、主体的に生き方についての考えを深める道徳の時間（特別の教科道徳）を充実する。
- ・豊かな体験を通して道徳性が養われるよう、家庭や地域社会と連携し、ふるさと教育や1家庭1ボランティア等の実践に取り組むなど、地域ぐるみの道徳教育を推進する。

外国語活動

外国語を通じて、コミュニケーション能力の素地を養う

- ・一人一人にコミュニケーション能力の素地が養われるよう、指導目標と指導内容を明確にするとともに、児童の実態や学習段階を考慮し、2学年間を通じた指導計画を工夫改善する。
- ・外国語を用いてコミュニケーションを図ることの楽しさを体験する活動を設定するとともに、積極的にコミュニケーションを図ろうとする姿が具現されるよう指導方法等を工夫する。
- ・小学校中学校で「外国語活動」及び高学年で教材「外国語」が新設されることも見据え、学校全体の指導計画や教材の整備並びに校内研修の充実を図るとともに、高学年においては、中学校との接続を踏まえた指導ができるよう、学級担任た授業を行うことに限らず、「外国語」を中心に担当する教員の位置付けるなど、指導体制を整える。

総合的な学習の時間

探究的な学習を通して、よりよく問題を解決する資質や能力を育てる

- ・学習指導要領の趣旨やねらい、小・中学校の接続を踏まえ、各学校の目標と育てようとする資質や能力及び態度を明確にし、目標の実現のためにふさわしい内容を設定するとともに、各教科等との関連を一層明確にし、課題意識が連続発展するよう全体計画及び指導計画を工夫改善する。
- ・身に付けた知識や技能等を相互に関連付け、総合的に働かせるよう、体験活動と言語活動を意図的に設定し、探究活動を充実する。
- ・育てようとする資質や能力及び態度に基づいて一人一人の学習の状況や成果を把握し、適切な評価を行い、指導・援助を充実する。

特別活動

所属感を高め、よりよい生活や望ましい人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てる

- ・各学校の重点目標を明確にし、児童生徒の実態や発達の段階を考慮して、他の教育活動や内容相互の関連を図るとともに、児童生徒が自己（人間）の生き方についての考えを深め、新たな目標や課題がもてるよう指導計画を工夫改善する。

- ・児童生徒の自発的、自治的な活動（いじめ問題への取組等）を展開し、一人一人の児童生徒が自分に自信をもち、自分のよさや可能性を発揮して、よりよい生活や望ましい人間関係を築こうとすることができるよう指導と評価を一層工夫改善する。
- ・学級の諸問題を解決する活動を通して、望ましい人間関係や学級集団としてのまとまりを育て、学級経営を充実する。

生徒指導

共感的な理解に徹し、望ましい人間関係を築く力と自己指導能力を育てる

- ・自己を見つめ、自主的に判断して行動し、自らの行動に責任をもつ態度や積極的に自己を生かす能力を育てる。
- ・一人一人が自己の目標に意欲的に取り組み、存在感や所属感、達成感を味わい、望ましい人間関係を築くことができるよう、児童生徒の関わり合いを大切に学級経営や授業を全校体制の指導により充実する。
- ・全教育活動を通して、一人一人が自他の生命を尊重し、倫理観や規範意識を向上させることができるよう指導を徹底する。
- ・信頼と愛情に基づく児童生徒の共感的な理解に徹し、日常の僅かな変化を捉え、適切な対応ができるよう、校内の全教職員があらゆる機会を捉えて行う教育相談を充実する。
- ・不登校や問題行動（いじめ、暴力行為、薬物乱用、性非行、インターネットを利用した誹謗中傷や違法行為等）については、全教職員が危機意識をもち、管理職のリーダーシップの下、組織的に対応し、早期発見・早期対応はもとより未然防止に重点的に取り組み、家庭・関係機関との連携を積極的に推進し、指導を徹底する。
- ・児童生徒の健全育成や児童虐待防止を図るよう、学校・家庭・地域社会・関係諸機関等及びスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーが一体となって取り組む体制づくりを推進するとともに、小学校・中学校間や幼稚園・保育所・高等学校・特別支援学校及び関係諸機関等との情報共有と行動連携を強化する。

進路指導

自己の生き方を考え、主体的に進路を選択できる能力や態度を育てる

- ・社会的・職業的自立の基盤となる能力や態度を育てるキャリア教育が推進できるよう、全教職員の理解を深め、基礎的・汎用的能力の実態から育成すべき能力や態度を重点化するとともに、小・中学校の連携を図り、児童生徒の発達の段階に応じた全体計画、題材系統図及び年間指導計画を工夫改善する。
- ・望ましい勤労観・職業観が育つよう、他の教育活動との関連を図り、ねらいを明確にした体験活動等を位置付けるとともに、事前や事後の指導を充実する。
- ・一人一人が自己の能力・適性や多様な可能性を理解し、将来の夢や希望の実現に向けて自分のよさを生かし主体的に進路選択ができるよう、正確な情報提供や説明及びそれらに基づいた学習等のガイダンスの機能を充実する。

健康教育

運動に親しみ、進んで健康で安全な生活を営む態度を育てる

- ・地域や学校の実態並びに体力・運動能力、食生活等の生活習慣、心身の健康状態及び安全に対する意識・行動を的確に把握し、児童生徒の発達の段階を踏まえた指導内容の明確化・重点化を図り、各教科等及び学年・校種間の関連を図った指導計画を工夫改善する。
- ・健康で安全に生き抜く力が育つよう、各教科等の特質及び相互の関連を踏まえつつ、それぞれの目標やねらいの実現を目指した指導方法を工夫改善するとともに、個に応じた指導を充実する。

- ・児童生徒の健康・安全を守りきるために、管理職は教職員の役割や専門性を生かし、学校と家庭、地域社会が連携した組織体としての総合的な力を発揮して、地域や学校の実態に応じた実効性のある対策を徹底し、健康被害や事件事故及び自然災害等による被害の未然防止に万全を期す。

特別支援教育

一人一人の教育的ニーズに応じ、自立し社会参加するための基盤となる力を育てる

- ・管理職のリーダーシップの下、特別支援教育コーディネーターを中心として、特別支援学校等と連携を図り、一人一人の教育的ニーズを正しく理解して、全教職員が組織的に合理的配慮の充実に努める。
- ・本人・保護者との合意形成及び関係機関との連携の下、合理的配慮の継続的な提供及び定期的な見直しができるよう「個別的教育支援計画」及び「個別の指導計画」を活用し、一貫した支援を行う中で、一人一人が能力や特性を発揮し、主体的に活動できるよう指導内容や指導方法、評価を工夫改善する。
- ・ねらいを明確にした指導計画に基づき、交流及び共同学習を計画的・継続的に実施し、相互理解を深め、社会性や豊かな人間性を育むとともに、それぞれの児童生徒が充実した時間を過ごしつつ生きる力を身に付けることができるよう指導する。

□全教育活動を通して、特に配慮したいこと

- ・安全を第一とした教育活動を展開するために、健康被害や事故等の要因となる学習・生活環境及び児童生徒の行動に十分留意するとともに、緊急時においては、命を守りきることを最優先にした迅速かつ適切な対応に徹する。
- ・児童生徒や保護者等との信頼関係を築くとともに、体罰や行き過ぎた言動の根絶、児童虐待の発見・通告に努め、人間尊重の気風がみなぎる学校づくりを推進する。
- ・児童生徒の主体的な取組と、相互の関わり合いを重視し、児童生徒が感動と喜びを味わうことができるよう、教育活動を展開する。
- ・学校・家庭・地域社会が連携して、「ふるさと岐阜」への誇りと愛着を育むふるさと教育等を推進し、人や自然と触れ合う体験活動を充実するとともに、グローバル化に対応した豊かな語学力・コミュニケーション能力、主体性・積極性、異文化を理解する力等を身に付ける活動の工夫を図る。
- ・児童生徒の発達の段階を踏まえつつ、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うよう、主権者としての自覚と社会参画の力を育む教育の充実を図る。
- ・児童生徒と向き合う時間を確保するとともに、教材研究や研修に十分取り組むことができるよう、教材・教具の共有化や事務の効率化等を進める。
- ・児童生徒が新しい学習・生活環境に適應できるよう、校種間の連携（幼稚園や保育所等と小学校との連携、小学校と中学校との連携、中学校と高等学校との連携等）を深めるとともに、児童生徒の発達の段階を考慮した指導を充実し、円滑な接続を図る。
- ・生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意するとともに、地域や学校の実態に応じ、岐阜県中学校運動部活動指針に基づき、運営・管理・指導体制を工夫改善をする。

3 高等学校教育指導の方針と重点

岐阜県における高等学校教育指導の基本的な構え

変化の激しいこれからの社会を生きるために、「生きる力」をより一層育むことを目指して平成21年3月に学習指導要領が改訂された。また、本県では、「岐阜県教育ビジョン」において、知・徳・体の調和を大切にした、きめ細かな教育を推進するための様々な施策を展開し、教育の充実を図ってきた。

一方、グローバル化や少子化、高齢化など社会の急激な変化や情報化の一層の進展などに伴い、生徒の自立の遅れや生徒指導上の諸問題の多様化、学習意欲の低下や体力の不足など、様々な課題が生じている。また、震災を契機に、状況を的確に捉え自ら考え行動する力や一人一人の絆の大切さ等が求められている。

このような中、岐阜県は、「第2次岐阜県教育ビジョン」において、本県の生徒に育みたい力として引き続き「自立力」「共生力」「自己実現力」を掲げ、地域社会の一員として持続可能な地域社会づくりに貢献する地域社会人の育成のための具体的な施策を示している。

これらのことを踏まえ、生徒の関心や能力等が一層多様化してくる高等学校では、生徒一人一人が高い志とグローバルな視野をもって未来を切りひらくために、確かな学力の向上、豊かな心と健やかな体の育成を目指し、今後も特色ある教育を一層推進するとともに、家庭・地域社会と連携を図り生徒の健全育成に努めなければならない。

県教育委員会は、これらのことの具現に向けて、学校の教育課程の編成・実施に係る方針として策定した以下の「教育指導の方針と重点」を基に、学校に対する指導・助言に努める。

一方 針一

◇一人一人に「生きる力」を育む指導をする

◇学校の教育目標の具現に徹する学校経営をする

一重 点一

学校経営

全教職員が協力して活力ある学校経営をする

- ・管理職は確固たる教育理念をもち、教職員一人一人が崇高なる使命感と高い倫理観をもって教育指導にあたることができるよう、指導性を発揮するとともに、全教職員を活かす機能的な運営組織を確立する。
- ・学習指導要領を遵守するとともに、学校や地域の特色等を生かした創意ある教育課程を編成・実施する。
- ・生徒の命を守りきることを最優先に考え、全教職員が危機意識をもって一人一人の安全・安心の確保に努め、学校内外の環境を見直すとともに、家庭・地域社会・関係機関等との連携の強化を図り、適切かつ確実な危機管理体制を確立する。
- ・学校の教育目標や課題の改善策等を明らかにして、家庭や地域社会に積極的に情報提供するとともに、学校評価を学校経営の改善に生かして、その結果を公表することにより、開かれた学校づくりを推進する。

- ・教職員の資質や指導力の向上のため、授業研究とともに、コンプライアンスについての校内研修を組織的・計画的に実施する。
- ・校務分掌や運営組織等を見直すなどして十分に業務のスリム化を図り、生徒に関わる時間を増やすとともに、教職員自身が心身共に健康で、やりがいをもって教育活動に取り組めるよう、学校経営の充実を図る。

研 修

自己の課題を明確にし、主体的に研修を進め、確かな指導力を身に付ける

- ・教育公務員としての使命を自覚し、資質の向上を図るため、日々の実践と自己啓発面談を通して、学校の課題や自らの課題を明確にし、課題解決のために継続した研修を行う。
- ・学校の組織力を高める研修、専門性を高める研修、社会の変化に伴う諸課題を解決するための研修を行う。
- ・経験年数や職務に応じて、学習指導の力、生徒指導の力及び経営・分掌を推進する力を高める研修を行う。
- ・授業及び校務等にICTを効果的に活用するための研修、生徒にICT活用や情報モラルについて、より効果的に指導する力を高める研修を行う。
- ・特別な支援を必要とする生徒の教育的なニーズに対応するために組織的・計画的に研修を行う。

教科指導

基礎的・基本的な知識・技能の習得を図るとともに、思考力・判断力・表現力及び自ら学ぶ意欲や態度を育て、学力向上を推進する

- ・各教科・科目等について相互の関連を図り、発展的、系統的な学習が効果的に行われるよう、指導目標と評価規準を明確にし、指導内容の重点化や教材の精選を進める。
- ・一人一人について、基礎的・基本的な知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力の育成がバランスよく実現できるよう、言語活動を充実するとともに、指導方法や評価を工夫改善し、個に応じた指導を充実する。
- ・学習する意義や目的を自覚し、自ら課題を見付け解決することができるよう、全校体制による授業改善を進める。

総合的な学習の時間

探究的な学習を通して、よりよく問題を解決する資質や能力を育てる

- ・学習指導要領の趣旨やねらいを踏まえ、各学校の目標や内容、育てようとする資質や能力及び態度、各教科等との関連を一層明確にし、全体計画及び指導計画を工夫改善する。
- ・身に付けた知識や技能等を相互に関連付け、総合的に働かせて問題を解決する資質や能力が育つよう言語活動を設定し、体験的・問題解決的な学習活動を充実する。
- ・生徒が自己の学習活動を評価し改善することができるよう、育てようとする資質や能力及び態度に基づいて一人一人の学習の状況や成果を把握し、適切な評価を行い、指導・援助を充実する。

特別活動

所属感を高め、よりよい生活や望ましい人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てる

- ・各学校の重点目標を明確にし、他の教育活動や内容相互の関連を図り、入学から卒業までを見通した指導計画となるよう工夫改善する。

- ・生徒が自発的、自立的な活動を展開し、いじめ問題や非行防止などへの取組に参画することや、話し合い活動を充実することで、集団や社会の一員としての自覚を深め、自己を生かす能力が育つよう指導・援助する。
- ・学校生活への適応や、望ましい人間関係の形成及びよりよい学校生活づくりに参画する態度の育成を図り、人間としての在り方生き方の指導がホームルーム活動を中心として、特別活動全体を通じて行われるよう指導を充実する。

生徒指導

共感的な理解に徹し、望ましい人間関係を築く力と自己指導能力を育てる。

- ・社会の一員としての自覚を深め、自らの行動に責任をもち、主体的に判断し、行動することが出来る態度や、積極的に自己を生かす能力を育てる。
- ・全教育活動を通して一人一人が自己の存在感や所属感を味わうことができるとともに、他の生命を尊重し、倫理観や規範意識を体得できるよう、指導を徹底する。
- ・信頼と愛情に基づく共感的な理解に徹し、日常の僅かな変化を捉え、適切な対応ができるよう、全校体制による教育相談を充実する。
- ・問題行動（いじめ、暴力行為、性非行、薬物乱用、携帯電話・スマートフォンやインターネットによる事案等）や不登校については、全教職員が危機意識をもち、管理職のリーダーシップの下、組織的に対応し、未然防止・早期発見・早期対応に努め指導を徹底する。
- ・生徒の健全育成や児童虐待防止を図るよう、学校・家庭・地域社会・関係諸機関等及びスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーが一体となって取り組む体制づくりを推進するとともに、高等学校間や幼稚園・保育所・小学校・中学校・特別支援学校及び関係諸機関等との情報の共有と行動連携を強化する。

進路指導

自己の在り方生き方を考え、主体的に進路を選択できる能力や態度を育てる

- ・一人一人の社会的・職業的自立に向け、生徒の発達の段階に応じたキャリア教育を推進するため、組織的・計画的な進路指導体制を確立する。また、中学校までの指導を踏まえ、高校卒業後も見通した全体計画、年間指導計画となるよう工夫改善する。
- ・就業に関わる体験的な学習や外部の教育力を活用した教育活動を通して、望ましい勤労観・職業観を生徒自ら形成・確立できるようにする。
- ・一人一人が自己の能力・適性や多様な可能性を理解し、将来の夢や希望の実現に向けて主体的に進路選択ができるよう、情報提供や説明及びそれらに基づいた学習等のガイダンスの機能を充実する。
- ・生徒が自ら希望する進路を実現できるよう、確かな学力や専門的な知識・技能を身に付けるための指導を充実する。

健康教育

運動に親しみ、進んで健康で安全な生活を営む態度を育てる

- ・地域や学校の実態並びに体力・運動能力、食生活等の生活習慣、心身の健康状態、安全に対する意識・行動を的確に把握し、生徒の発達の段階を踏まえた指導内容の明確化・重点化を図り、各教科等及び学年・校種間の関連を図った指導計画を工夫改善する。
- ・健康で安全に生き抜く力が育つよう、各教科等の特質及び相互の関連を踏まえつつ、それぞれの目標やねらいの実現を目指した指導方法や指導体制を工夫改善するとともに、個に応じた指導の一層の充実を図る。

- ・生徒の健康・安全を守りきるために、管理職は教職員の役割や専門性を生かし、学校と家庭、地域社会が連携した組織体としての総合的な力を発揮して、地域や学校の実態に応じた実効性のある対策を徹底し、健康被害や事件事故及び自然災害等による被害の未然防止に万全を期す。

特別支援教育

一人一人の教育的ニーズに応じ、自立し社会参加するための基盤となる力を育てる

- ・管理職のリーダーシップの下、特別支援教育コーディネーターを中心として、特別支援学校等と連携を図り、一人一人の教育的ニーズを正しく理解して、全教職員が組織的に合理的配慮の充実に努める。
- ・本人・保護者との合意形成及び関係機関との連携の下、合理的配慮の継続的な提供及び定期的な見直しができるよう「個別的教育支援計画」及び「個別の指導計画」を作成・活用し、一貫した支援を行う中で、一人一人が能力や特性を発揮し、主体的に活動できるよう指導内容や指導方法、評価を工夫改善する。
- ・ねらいを明確にした指導計画に基づき、交流及び共同学習を計画的・継続的に実施し、相互理解を深め、社会性や豊かな人間性を育むとともに、それぞれの児童生徒が充実した時間を過ごしつつ生きる力を身に付けることができるよう指導する。

□全教育活動を通して、特に配慮したいこと

- ・安全を第一とした教育活動を展開するために、健康被害や事故等の要因となる学習・生活環境及び生徒の行動に十分留意するとともに、緊急時においては、命を守りきることを最優先にした迅速かつ適切な対応に徹する。
- ・生徒や保護者等との信頼関係を築くとともに、体罰や行き過ぎた言動が絶対に起こらないようにするなど、人間尊重の気風がみなぎる学校づくりを推進する。
- ・一人一人の実態の把握と理解に努め、個に応じた指導を充実する。また、特別の支援を必要とする生徒一人一人の教育的ニーズに応じた合理的配慮の提供に努める。
- ・社会連帯の精神を養うとともに、規範意識の高揚を図り、道徳的実践力を高めるために指導体制を充実する。
- ・「環境教育」「ふるさと教育」「国際理解教育」等を通して、人や自然と触れ合う体験活動を充実し、グローバル化に対応した豊かな語学力・コミュニケーション能力、主体性・積極性、異文化を理解する力等の育成を図る。
- ・国家及び社会の形成者として必要な政治や選挙への関心を高め、政治的教養を豊かにするための教育の充実を図る。
- ・生徒と向き合う時間を確保するとともに、教材研究や研修に十分取り組むことができるよう、教材等の共有化、データベース化や事務の効率化等を進める。
- ・生徒が新しい学習・生活環境に適応できるよう、校種間の連携や交流を深め、円滑な接続を図るとともに、必要に応じて義務教育段階での学習内容の確実な定着を図る。
- ・生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意するとともに、地域や学校の実態に応じ、運営・管理・指導体制を工夫改善する。

4 特別支援学校教育指導の方針と重点

岐阜県教育委員会は、特別支援学校教育指導の「方針と重点」を次のように策定する。

変化の激しいこれからの社会を生きるために、「生きる力」をより一層育むことを目指して、平成20年3月に学習指導要領が改訂された。また、本県では、「岐阜県教育ビジョン」を策定し、知・徳・体の調和を大切に、きめ細かな教育を推進するための様々な施策を展開し、教育の充実を図ってきた。

一方、幼児児童生徒の障がいは重度・重複化、多様化しており、特別支援教育を一層推進することが求められている。

また、岐阜県は、「第2次岐阜県教育ビジョン」において、本県の子どもたちに育みたい力として、引き続き「自立力」「共生力」「自己実現力」を掲げ、地域社会の一員として持続可能な地域社会づくりに貢献する地域社会人の育成のための具体的な施策を示している。

これらのことを踏まえ、各学校においては、生命を尊重する心や規範意識を養い、自ら学び自ら考える力、豊かな人間性、健康や体力などの「生きる力」を育むことを目指し、幼児児童生徒の発達の段階を考慮した指導に努めるとともに、一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細かな指導を徹底させながら、確かな学力の育成と、個性を伸ばす教育の充実を一層図るとともに、家庭及び地域や医療、福祉、保健、労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、幼児児童生徒の健全育成に努めなければならない。

一 方 針

◇一人一人に「生きる力」を育む指導をする

◇学校の教育目標の具現に徹する学校経営をする

一 重 点

学校経営

全教職員が協力して活力ある学校経営をする

- ・管理職は確固たる教育理念をもち、教職員一人一人が崇高なる使命感と高い倫理観をもって教育指導に当たることができるよう、指導性を発揮するとともに、全教職員を生かす機能的な運営組織を確立する。
- ・教育要領・学習指導要領を遵守するとともに、趣旨を踏まえて、学校や地域の特色を生かした創意ある教育課程を編成・実施する。
- ・幼児児童生徒一人一人の障がいの状態や教育的ニーズに応じた合理的配慮の提供に努めるとともに、「個別的教育支援計画」及び「個別の指導計画」、特別支援教育コーディネーターの効果的活用等により、個に応じた特別支援教育を推進する。
- ・健康で安心・安全な学校教育を受けられるよう、医療的ケアの実施体制を整備する。
- ・幼稚園・小学校・中学校・高等学校等に在籍する障がいのある幼児児童生徒に対して、将来の自立に向けて一貫した支援を行うため、学校への訪問支援や保護者への相談支援を積極的に行う。
- ・幼児児童生徒の命を守りきることを最優先に考え、全教職員が常に危機意識をもって一人一人の安全・安心の確保に努め、学校内外の環境を見直すとともに、家庭・地域社会・関係機関等との連携をさらに進め、危機管理体制を強化する。特に、非常変災時は、あらゆる手段でその状況を把握し、幼児児童生徒の安全確保に努める。

- ・学校の教育方針などについて家庭や地域社会に積極的に情報提供するとともに、自己評価や学校関係者評価を学校経営の改善に生かして、その結果を公表することにより、開かれた学校づくりを推進する。
- ・幼児児童生徒理解や教科指導をはじめとする教職員の資質や指導力の向上のため、授業研究とともに、コンプライアンスについての校内研修を組織的・計画的に実施し、専門性の高い人材を育成する。
- ・校務分掌や運営組織等を見直すなどして十分に業務のスリム化を図り、幼児児童生徒に関わる時間を増やすとともに、教職員自身が心身共に健康で、やりがいをもって教育活動に取り組めるよう、学校経営の充実を図る。

研 修

自己の課題を明確にし、主体的に研修を進め、確かな指導力を身に付ける

- ・教育公務員としての使命を自覚し、資質の向上を図るため、日々の実践と面談を通して、学校の課題や自己の課題を明確にし、課題解決のために継続した研修を行う。
- ・学校の組織力を高める研修、専門性を高める研修、社会の変化に伴う諸課題を解決するための研修を行う。
- ・経験年数や職務に応じて、幼児児童生徒に適切な指導、支援ができる力及び経営・分掌を推進する力を高める研修を行う。
- ・授業及び校務等にICTを効果的に活用するための研修、幼児児童生徒にICT活用や情報モラルについて、より効果的に指導する力を高める研修を行う。

教科指導

基礎的・基本的な知識・技能の習得を図るとともに、思考力・判断力・表現力及び自ら学ぶ意欲や態度を育て、学力向上を推進する

- ・幼児児童生徒の発達の段階や学習状況を踏まえて、一人一人に応じた指導のねらいと評価の観点を明確にし、きめ細かな指導を充実する。
- ・幼児児童生徒の興味・関心を喚起し、自主的・自発的な学習を促すよう、体験的な学習を通して、基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させ、これらを活用した問題解決的な学習を重視するとともに、必要な言語環境を整え、言語活動を充実し、障がいの重度・重複化、多様化に対応した指導内容や指導方法、評価、教材・教具を工夫改善する。

道徳教育

強く明るく生きようとする意欲と温かい人間関係を醸成する

- ・障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服し、自己を見つめる力や基本的な生活習慣、社会生活上のきまりを身に付け、強く明るく生きようとする意欲と態度を育てる。
- ・経験の拡充を図り、豊かな道徳的心情を育て、道徳的判断や行動ができるように指導するとともに、他を思いやり、励まし合うなど、心の触れ合いを大切にして、温かい人間関係を醸成する。

外国語活動(小学部)

外国語を通じて、コミュニケーション能力の素地を養う

- ・一人一人にコミュニケーション能力の素地が養われるよう、児童の障がいの状態等に応じて、指導内容を適切に精選するとともに、その重点の置き方等を工夫し、2学年間を通じた指導計画を作成する。

- ・外国語を用いてコミュニケーションを図ることの楽しさを体験する活動を設定するとともに、積極的にコミュニケーションを図ろうとする姿が具現されるよう指導方法を工夫する。
- ・互いに認め合い、一人一人が安心してコミュニケーション活動に取り組むことができる学習集団の育成に努めるとともに、全教職員で効果的な指導が行われるよう学習環境や児童の障がいの状態等に応じた校内の指導体制を整える。

総合的な学習の時間

探究的な学習を通して、よりよく問題を解決する資質や能力を育てる

- ・学習指導要領の趣旨やねらいを踏まえ、各学校の目標と育てようとする資質や能力及び態度を明確にし、目標の実現のためにふさわしい内容を設定するとともに、各教科等との関連を一層明確にし、全体計画及び指導計画を工夫改善する。
- ・身に付けた知識や技能等を相互に関連付け、総合的に働かせるよう、一人一人の障がいの状態や発達の段階等に応じた体験活動と言語活動を意図的・計画的に設定し、探究活動を充実する。
- ・児童生徒が自己の学習活動を評価し改善することができるよう、育てようとする資質や能力及び態度に基づいて一人一人の学習の状況や成果を把握し、指導・援助を充実する。

特別活動

所属感を高め、よりよい生活や望ましい人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てる

- ・児童生徒の自発的、自治的な活動を展開し、一人一人の児童生徒が自分に自信をもち、自分のよさや可能性を発揮して、よりよい生活や望ましい人間関係を築こうとすることができるよう指導と評価を一層工夫改善する。
- ・集団活動を通して、小学校・中学校・高等学校の児童生徒や地域の人々との交流及び共同学習を積極的に推進し、社会性や豊かな人間性を育てる。

自立活動

障がいによる学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服し、自立を目指す指導を充実する

- ・幼児児童生徒が、障がいによる学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服しようとする意欲を高めることができる指導内容や指導方法を工夫する。
- ・的確な実態把握の下、幼児児童生徒、保護者のニーズを踏まえ、校内の支援体制を整えるとともに、関係機関等と連携し、個別の指導計画を作成し、活用する。
- ・各教科、道徳の時間（特別の教科道徳）、外国語活動（小学部）、総合的な学習の時間及び特別活動との関連を保ち、教育活動全体を通して自立活動の効果的な指導を行う。

生徒指導

信頼と愛情を基盤とした児童生徒理解に徹し、望ましい人間関係を築く力と自己指導能力を育てる

- ・主体的に判断して行動し、自らの行動に責任をもつ態度や積極的に自己を生かす能力を育てる。
- ・一人一人が自己の目標に意欲的に取り組み、存在感や所属感、達成感を味わうことができるよう、望ましい人間関係づくりを大切にされた学級経営や授業を全校体制の指導により充実する。
- ・全教育活動を通して、一人一人が自他の生命を尊重し、倫理観や規範意識を体得できるよう指導を徹底する。

- ・一人一人が安心して充実した学校生活を送れるよう、障がいの状態を正しく把握し、全校体制による日常的な教育相談を充実する。
- ・問題行動（いじめ、携帯電話・スマートフォンやインターネットによる事案など）については、全教職員が危機意識をもち、管理職のリーダーシップの下、組織的に対応し、未然防止・早期発見・早期対応に努め指導を徹底する。
- ・児童生徒の健全育成や児童虐待防止を図るよう、学校・家庭・地域社会・関係諸機関等及びスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーが一体となって取り組む体制づくりを推進するとともに、特別支援学校間や幼稚園・保育所・小学校・中学校・高等学校及び関係諸機関等との情報共有と行動連携を強化する。

進路活動

自己の在り方生き方を考え、主体的に進路を選択決定できる能力や態度を育てる

- ・家庭及び地域や福祉、労働等関係機関との連携を十分に図り、組織的・計画的な進路指導・就労支援体制を確立する。
- ・幼児児童生徒の発達の段階に応じたキャリア教育を推進するため一人一人に応じた「個別の教育支援計画」及び「個別の移行支援計画」を活用する。
- ・一人一人が、将来の夢や希望の実現に向けて自己の能力や適性を見極め、主体的に進路選択ができるよう、正確な情報提供や説明及びそれらに基づいた学習等のガイダンス機能を充実する。
- ・地域や産業界の協力・連携により、産業界等における長期間の実習を積極的に実施し、社会的自立・職業的自立に向けた実践力を育てる。

健康教育

運動に親しみ、進んで健康で安全な生活を営む態度を育てる

- ・地域や学校の実態並びに体力・運動能力、食生活等の生活習慣、心身の健康状態、安全に対する意識・行動を的確に把握し、幼児児童生徒の障がいの状態や発達の段階を踏まえた指導内容の明確化・重点化を図り、各教科等及び学年・校種間の関連を図った指導計画を工夫改善する。
- ・健康で安全に生き抜く力が育つよう、各教科等の特質及び相互の関連を踏まえつつ、それぞれの目標やねらいの実現を目指した指導方法や指導体制を工夫改善するとともに、個に応じた指導の一層の充実を図る。
- ・幼児児童生徒の健康・安全を守りきるために、管理職は教職員の役割や専門性を生かし、学校と家庭、地域社会が連携した組織体としての総合的な力を発揮して、地域や学校の実態に応じた実効性のある対策を徹底し、健康被害や事件事故及び自然災害等による被害の未然防止に万全を期す。

□全教育活動を通して、特に配慮したいこと

- ・安全を第一とした教育活動を展開するために、健康被害や事故等の要因となる学習・生活環境及び幼児児童生徒の行動に十分留意するとともに、緊急時においては、命を守りきることを最優先にした迅速かつ適切な対応に徹する。
- ・幼児児童生徒や保護者等との信頼関係を築くとともに、体罰や行き過ぎた言動が絶対に起こらないようにするなど、人間尊重の気風がみなぎる学校づくりを推進する。
- ・常に、一人一人の障がいの状態や教育的ニーズに応じた合理的配慮の提供に努め、幼児児童生徒が自己のもつ能力や可能性を最大限に伸ばし、自立して社会参加するために必要な力を培う。

- ・幼児児童生徒のよい点や可能性、進歩の状況などを積極的に評価するとともに、指導の過程や成果を評価し、指導の改善を行い学習意欲の向上に生かすように努める。
- ・学校・家庭・地域社会が協力し合い、人や自然と触れ合う体験活動を充実する。
- ・児童生徒の障がいの状態や発達段階を踏まえつつ、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質・能力を養う実践的な教育の充実を図る。
- ・幼児児童生徒と向き合う時間を確保するとともに、教材研究や研修に十分取り組むことができるよう教材・教具の共有化や事務の効率化等を進める。
- ・学校間、幼稚園・小学校・中学校・高等学校及び関係機関等と積極的に連携し合い、長期的な視点で一人一人を支援する。
- ・生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意するとともに、地域や学校の実態に応じ、運営・管理・指導体制を工夫改善する。

第2章 各分野の教育

第1節 生徒指導

1 現 況

本県では、平成18年度の中津川市と瑞浪市において重大な事件が発生した。これにより、「命を大切に教育の充実」や「小中高における校種間の情報連携強化の必要性」「いじめはどの学校でも、どの子にも起こり得る」ということを再認識するとともに、「いじめは人間として許されない」「いじめられている子どもは、守り抜く」という認識のもと、全教職員が丸となって取り組む必要を痛感し、さまざまな取組をしてきた。

しかしながら、基本的な生活習慣に関わる諸問題はもとより、不登校や中途退学、いじめや暴力行為などの諸問題も依然として深刻な状況がみられる。また、インターネットや携帯電話（スマートフォン）を媒介とした周りの目に見えにくいネット問題等、昨今の学校における生徒指導上の諸問題は極めて多岐にわたり、学校外における少年非行の多様化も進んでいる。

これらの背景には、高度情報化や都市化、少子化等による家庭、学校、地域などを含めた社会全体の急激な変化の中で、子どもや大人の意識や行動が変化してきていることが考えられ、これまでの家庭、学校、地域の個別の教育力では青少年の健全育成に十分に対応できなくなっている状況もある。

こうした状況を踏まえ、家庭、学校、地域が互いに連携し、社会全体で子どもたちをはぐくむ教育コミュニティーづくりに取り組む。また、時代の変化と新たな社会環境の中に生きる子どもたちの育ちを踏まえ、児童生徒の一人一人の個性の伸長を図りながら、同時に社会的な資質や能力・態度を育成し、さらに将来において社会的に自己実現できるような資質・態度を形成していくための指導・援助を行い、個々の児童生徒の自己指導能力の育成を目指していく。

2 施 策

<小・中学校>

(1) 事業の推進

- ア いじめ・不登校等未然防止事業（国立教育政策研究所指定 羽島市）
- イ 児童生徒加配措置の実証の効果に関する調査研究（国立教育政策研究所指定 羽島市、各務原市、美濃加茂市）
- ウ スクールカウンセラー等活用事業（文科省補助事業 全177中学校区、全2義務教育学校）

- エ スクールソーシャルワーカー活用事業（文科省補助事業 6教育事務所に6名）
- オ スペシャリストサポート事業
 - ・ 生徒指導スクールサポートチーム派遣（未然対応・危機対応）
 - ・ プレコシヨナリーサポート派遣（予防教育・予防研修）
- (2) 組織体制づくり
 - ア 生徒指導総合支援チーム（教育委員会内の関係課員で組織）
 - イ 地域担当生徒指導主事の配置（6教育事務所に小中担当6名）
 - ウ 不登校対策指導主事の配置（6教育事務所に6名。地域担当生徒指導主事6名併任）
- (3) 連絡協議会、研修の実施
 - ア 生徒指導主事連絡協議会
 - イ 中学校高等学校生徒指導連絡会
 - ウ 小中新任生徒指導主事講座
 - エ 総合教育センターの講座
 - オ 教育相談の充実を図るためのスクールカウンセラー等との合同研修会兼設置連絡会
 - カ 生徒指導推進会議・各地区生徒指導連携強化委員会（子どもの居場所と絆づくり県民運動）

<高等学校>

- (1) 事業の推進
 - ア スクールカウンセラー等活用事業（文科省補助事業 全公立高校、全公立特別支援学校）
 - イ スペシャリストサポート事業
 - ・ 生徒指導スクールサポートチーム派遣（未然対応・危機対応）
 - ・ プレコシヨナリーサポート派遣（予防教育・予防研修）
- (2) 組織体制づくり
 - ア 生徒指導総合支援チーム（教育委員会内の関係課員で組織）
 - イ 地域担当生徒指導主事の配置（6教育事務所に高校担当7名）
 - ウ 県立学校いじめ防止等対策組織の設置（全県立学校に配置）
 - エ 県いじめ防止等対策審議会の設置（条例に基づく県教育委員会の附属機関）
- (3) 連絡協議会、研修の実施
 - ア 高等学校・特別支援学校生徒指導主事会議
 - イ 高等学校・特別支援学校教育相談担当者会議
 - ウ 地区別高・特生徒指導主事会議
 - エ 地区別高・特教育相談担当者会議
 - オ 生徒指導推進会議・各地区生徒指導連携強化委員会（子どもの居場所と絆づくり県民運動）

第2節 進路指導

1 平成29年度の指導の重点

教育指導の方針と重点の中で「自己の生き方を考え、主体的に進路を選択できる能力や態度を育てる」（小・中・義務教育学校）、「自己の在り方生き方を考え、主体的に進路を選択できる能力や態度を育てる」（高等学校）を重点として掲げ、児童生徒が自己の能力適性などを十分踏まえた自己理解を深め、将来の生き方を見通した自己実現ができるよう、発達の段階に応じた計画的・組織的な進路指導の実践を推進している。

なお、次の点について一層の充実を図る必要がある。

- ・社会的・職業的自立の基盤となる能力や態度を育てるキャリア教育が推進できるよう、全教職員の理解を深め、基礎的、汎用的能力の実態から育成すべき能力や態度を重点化するとともに、小・中学校の連携を図り、児童生徒の発達の段階に応じた全体計画、題材系統図及び年間指導計画を工夫改善する。（小・中・義務教育学校）
- ・望ましい勤労観・職業観が育つよう、他の教育活動との関連を図り、ねらいを明確にした体験活動等を位置付けるとともに、事前や事後の指導を充実する。（小・中・義務教育学校）
- ・一人一人が自己の能力・適性や多様な可能性を理解し、将来の夢や希望の実現に向けて自分のよさを生かし主体的に進路選択ができるよう、正確な情報提供や説明及びそれらに基づいた学習等のガイダンスの機能を充実する。（中学校・高等学校）
- ・就業に関わる体験的な学習や外部の教育力を活用した教育活動を通して、望ましい勤労観・職業観を生徒自ら形成・確立できるようにする。（高等学校）
- ・生徒が自ら希望する進路を実現できるよう、確かな学力や専門的な知識、技能を身に付けるための指導を充実する。（高等学校）

2 平成28年度の事業

学習指導要領の趣旨を生かし、特に、総合教育センターにおける教員研修との連携を図りつつ、中学校、高等学校の進路指導部会や他の関係諸機関との実質的な協力態勢のもとに、全県的な規模において進路指導の充実・強化を図った。

(1) 教員の研修

- ・独立行政法人教員研修センター（現教職員支援機構）主催平成28年度キャリア教育指導者養成研修への参加
中学校・高等学校の進路指導担当者計4人を派遣した。
- ・国立教育政策研究所主催平成28年度全国キャリア教育・進路指導担当者等研究協議会への参加
小学校・中学校・高等学校の進路指導担当者計3人と県教育委員会進路指導担当指導主事2人を派遣した。
- ・県教育委員会主催高等学校初任者研修における進路指導研修の実施
各校での研修において、進路指導の目的・意義等に関する研修を行い、進路指導の重要性についての理解を深め、徹底を図った。
- ・県教育委員会主催県進路指導主事会議の実施
各校の進路指導主事を対象に開催し、当面する諸問題について研究協議し、特に、学校における進路指導の望ましい在り方についての研究を深めた。
- ・各教育事務所における小・中学校進路指導主事等実践講習会の実施
小学校の進路指導担当者及び中学校の進路指導主事が地区ごとに集まり、進路指導の改善・充実について研究協議を行い、研修を深めた。

(2) 進路情報資料の作成配布

中学生のための進路情報資料として「岐阜県高校ガイドブック」を作成し、岐阜県総合教育センターのホームページに掲載した。

(3) 小中学校教育研究会特別活動進路指導部会及び高等学校教育研究会進路指導部会

中学校においては、望ましい進路指導の在り方について研究を深めた。

高等学校においては、地区別研究会や研究発表などで、計画的・組織的で充実した進路指導の在り方について研究協議を進めるとともに、その成果をまとめて部会報「進路」（36号）を刊行した。

3 平成29年度の計画

- (1) 教員の研修
 - ・独立行政法人教職員支援機構主催平成29年度キャリア教育指導者養成研修への参加
中学校・高等学校・特別支援学校の進路指導担当者計3人を派遣し、進路指導に必要な専門的知識と技術を習得させ、県及び各学校における進路指導の中核となる者としての資質の向上を図り進路指導の充実に資する。
 - ・国立教育政策研究所主催平成29年度全国キャリア教育・進路指導担当者等研究協議会への参加
 - ・小学校・中学校・高等学校の進路指導担当者計3人と県教育委員会進路指導担当指導主事2人を派遣する。
 - ・各教育事務所における小・中学校進路指導主事等実践講習会の開催
キャリア教育の基本的な考え方や進路指導の改善、充実の在り方について研究協議する。
 - ・県教育委員会主催県進路指導主事会議の開催
各高等学校における進路指導主事を対象として開催し、望ましい進路指導の在り方を研究協議する。
- (2) 進路情報の提供
 - ・中学生のための進路情報として「岐阜県高校ガイドブック」を作成しホームページに掲載する。
 - ・中学生・保護者・中学校の教職員に岐阜県の高等学校についての理解を促すため、各高等学校紹介ホームページを充実させ、進路情報を提供する。
- (3) 小・中学校教育研究会特別活動進路指導部会及び高等学校教育研究会進路指導部会
 - ・中学校においては、進路指導の望ましい在り方を研究する。また、高等学校においては、地区別研究会や研究発表などで、計画的・組織的に充実した進路指導の在り方について研究協議を進める。
- (4) 高校生インターンシップ推進事業
 - ・県立高等学校と地域の産業界が連携し、全ての高等学校の生徒に対し就業に関わる体験的な学習（インターンシップ）を実施することにより、勤労観、職業観を育成し、主体的に進路を選択する能力や問題を解決する資質や能力、人間としての調和のとれた豊かな人間性などの生きる力を育成する。

第3節 科学教育

1 現 況

科学教育担当教員の資質・能力の向上を図るため、理科及び数学の研修講座を総合教育センターにおいて開催している。

設備については、昭和29年から施行された理科教育振興法によって整備を進めており、パーソナル・コンピュータを含めた算数・数学設備についても国庫補助を得て充実が進められている。算数・数学設備、理科設備については平成23年に小学校、平成24年に中学校の基準改訂が行われた。

(1) 理科教育講座

小・中学校及び高等学校の理科担当教員に対し、教材開発・教科指導法、実験・実技指導法について研究及びその成果を発表することを通して研修することを目的として実施している。期間は6月から1月までに4日間、場所は総合教育センターにて実施している。40年以上に渡る教科研究団体との連携のもと受講者の旺盛な研究意欲と充実した研修内容がいまって、先進的な実践がなされ県内の理科教育の振興に大きな役割を果たしている。

(2) 各種講座

小・中・高等学校の理科及び算数・数学担当教員に対して、学習指導要領の理解、教科指導法等について、経験年数に応じた内容で指導力の向上を図ることを目的としている。受講対象は、小・中・高等学校の初任者、2年目、3年目、4年目（小・中）、6年目、12年目を迎える理科及び算数・数学担当教員であり、経験年数毎に設定された日数（2～5日間）を、総合教育センター、及び岐阜大学等で実施している。

(3) C S T（コア・サイエンス・ティーチャー）事業

岐阜大学との連携によって、小・中学校の理科教育において中核的に活躍する人材（C S T）を持続的に養成し、各地区の若手教員や一般教員の理科の指導力の向上を図ることを目的とした事業である。

具体的には、若手教員を対象とした「初級コース」、「中級コース」、即戦力として地域で理科教育の指導ができるベテラン教員を対象とした「上級コース」の各養成プログラムがあり、総合教育センターでの理科教育講座等の受講を通じて、優れた授業実践を踏まえた実践論文の作成を積み上げている。

(4) 理数科・自然科学コース設置校研究協議会

県内の理数科及び自然科学コースの設置校によって、理数科・自然科学コース設置校研究協議会をもち、理数科や自然科学コースの運営、教科指導などについて研究協議を行っている。また、今後の理数科教育の充実に資するため、理数科指導の手引を作成している。

(5) 理科設備及び算数・数学設備

ア 理科設備

昭和29年に施行された理科教育振興法に基づき、小・中・高等学校における理科教育設備の整備に努めている。国庫補助率は2分の1で平成28年度末における充実状況は下表のとおりである。

イ 算数・数学設備

算数・数学教育のため、昭和45年度から整備に努めている。国庫補助率は2分の1で平成28年度末における充実状況は下表のとおりである。

理科教育振興法に基づく理科、算数・数学設備現有状況（平成28年度）

学校種別	補助区分	9 条 分	
		理 科 設 備	算数・数学設備
小 学 校		44.7%	19.9%
中 学 校		37.3%	12.6%
高 等 学 校		9.92%	5.5%
特 別 支 援 学 校		1.82%	5.52%

2 平成29年度の計画

(1) 教科指導力等向上講座（理科）

小・中・高等学校の教員を対象に、基礎的、基本的な知識・技能の確かな定着を図る授業改善を目的とした「教科指導力等向上講座」、小・中・高等学校の理科担当教員を対象に、教科の本質的な課題や日頃からの実践課題についての解決を図ることを目的とした「理科教育講座」を総合教育センター及び岐阜県博物館で実施する。また、小学校で理科を専門としない教員を対象に、安全指導を含めた観察、実験の基本的な指導力の向上を図ることを目的とした「小学校理科観察実験技能向上講座」を県内5地区で実施する。

(2) 各種講座

小・中・高等学校の理科、算数・数学担当教員を対象に教科指導法を主として総合教育センターで実施する。（講座名などは教育研修課の章に掲載）その他、幼・小・中・高等学校の一般教員を対象に体験することを主として県内関係施設を利用して実施する。

(3) 理科設備及び算数・数学設備

平成20年度に理科教育設備整備費等補助金交付要綱が制定された。

平成28年度の国庫助成金の交付状況は次のとおりである。

各学校の理科設備及び算数・数学設備については平成29年度も引き続き整備充実に努める。

理科教育振興法に基づく平成28年度国庫補助金交付状況

(単位：千円)

学校種別	補助区分		合 計
	9	条 分	
	理 科	算数・数学	
小 中 学 校	21,940	504	22,444
高 等 学 校	10,178	54	10,232
特 別 支 援 学 校	248	52	300
計	32,366	610	32,976

(4) 科学教育等の事業

<科学教育シンポジウム>

ア 目 的

21世紀に生きる生徒に「生きる力」を培うため、授業実践をもとにして、今後の理科教育の在り方を研究する。

イ 研究テーマ

主体的な問題解決を通して、科学的な見方や考え方を養う理科指導の在り方

ウ 内 容

- ・ 研究員による研究発表及び今後の理科教育の在り方に関する講演
- ・ 期日 平成30年1月29日（月） 場所 総合教育センター

<児童生徒科学作品展>

ア 目 的

児童生徒の自主的な研究活動を奨励することにより、自然科学への関心を高め、科学教育の振興を図る。

イ 重 点

- (ア) 自主的に科学作品に取り組む児童生徒層の拡充
- (イ) 作品展及び収録「科学の芽」第44集の刊行と科学研究の普及
- (ウ) 児童生徒の優秀作品を身近に参観できるような機会の設定

ウ 内 容

- (ア) 第61回岐阜県児童生徒科学作品展中央展の開催

小学校及び中学校の児童生徒の作品は、各地区で開催される地区展での優秀賞受賞作品、高等学校及び特別支援学校の生徒の作品は、中央展での入選作品を展示する。

- ・ 期日 平成29年10月28日（土）～10月29日（日）
- ・ 場所 岐阜県図書館研修室

- (イ) 第60回岐阜県児童生徒科学作品展収録「科学の芽」第44集の刊行
(平成30年2月下旬刊行予定)

第4節 産業教育

1 現 況

小学科の設置状況 平成29年度入学生用（県立高等学校）

大学 科名	小学科名	学 校 数		大学 科名	小学科名	学 校 数	
		全日制	定時制			全日制	定時制
農業に関する学科（14科）	生産科学科	2		商業に関する学科（12科）	商業科	1	2
	園芸科学科	3			流通ビジネス科	1	
	動物科学科	1			国際コミュニケーション科	1	
	生物生産科	1			ビジネス会計科	1	
	園芸デザイン科	1			情報処理科	4	
	食品流通科	1			経営情報科	1	
	流通科学科	1			ビジネス科	4	
	食品科学科	4			会計システム科	1	
	生物工学科	1			総合ビジネス科	1	
	園芸流通科	1			会計科	1	
	森林科学科	3			ビジネス管理科	1	
	環境デザイン科	1			ビジネス情報科	3	
	環境科学科	3		生活産業に関する学科（6科）	生活環境科	1	
	環境園芸科	1			服飾デザイン科	1	
工業に関する学科（17科）	機械科	6			食物科	1	
	自動車科	1			生活文化科	5	
	電気科	5			福祉科	3	
	電子科	3		生活福祉科	3		
	情報技術科	1		情報に関する学科（1科）	情報科	2	
	電子機械科	5					
	建築科	1					
	土木科	1					
	建設工学科	4					
	セラミック科	1					
	建築インテリア科	1					
	デザイン科	1					
	電気システム科	2					
	デザイン工学科	1					
	設備システム科	1					
	化学技術科	3					
	工業技術科		2				

2 平成28年度の事業

(1) 産業教育施設・設備の充実

区分	項目	事業費（千円）
	産業教育振興設備整備費	161,644

(2) 指導事業等

- ・ 専門高校生地域連携推進事業（旧 飛び出せスーパー専門高校生推進事業）（県）
- ・ スーパー・プロフェッショナル・ハイスクール（国）
- ・ 専門高校生国際化推進事業（県）

3 平成29年度の計画

(1) 産業教育施設・設備の充実

区分	項目	事業費（千円）
	産業教育振興設備整備費	190,000

(2) 指導事業等

- ・ 専門高校生地域連携推進事業（旧 飛び出せスーパー専門高校生推進事業）（県）
- ・ スーパー・プロフェッショナル・ハイスクール（国）
- ・ 専門高校生国際化推進事業（県）

第5節 専門高校生地域連携推進事業 （旧 飛び出せスーパー専門高校生推進事業）

専門高校等が、企業のリーダーとして活躍できる高度な産業人を育成するため、地域と連携しながら専門教科を生かした学習活動を行い、職業人として高度な資質能力を育成し、本県産業をリードする高い地位と役割を担う次代の優れた産業人の育成を図る。

各地区で合同発表会を開催し、学習活動の成果や産業教育の魅力を中学生や地域の産業界に情報発信する。

- (1) 2年間の継続事業
- (2) 地域の方を含めた運営推進委員会設置
- (3) 各地区で合同発表会実施
- (4) 平成28、29年度の実践校

[東濃地区]

恵那農業高校、中津川工業高校、中津商業高校、坂下高校

[飛騨地区]

飛騨高山高校、高山工業高校、益田清風高校

第6節 へき地教育

1 現 況

本県におけるへき地学校数は、小学校30校、中学校13校、義務教育学校1校であり、これらへき地学校の数はこちら数年、学校の統合などによって徐々に減少しつつある。なお、本県においては、へき地学校とほとんど変わらない教育条件のなかに置かれている小規模学校がかなり多い。教育活動の面においては、へき地及び小規模学校は、それぞれの学校のもつ課題を明確にとらえ、困難な条件を克服しながら、一人一人の児童生徒を育てる教育に情熱を傾け、積極的に実践を進めている。

2 平成28年度の主な事業その他

- (1) へき地・複式教育教員研修会（教育事務所ごとに実施）
 - ・へき地・複式教育に携わる初任教員及びへき地・複式教育や少人数指導等について学ぶ意欲を抱く教員を対象に、へき地・複式学校における学校・学級経営並びに学習指導、生徒指導等について研究協議を行い、へき地・複式教育そのものや少人数指導に対する理解を深めるとともに、その資質の向上を図った。
- (2) 「岐阜県のへき地教育」の刊行
 - ・へき地教育に関する各種資料を含む指導資料集「岐阜県のへき地教育」を作成し、へき地学校に配布した。

3 平成29年度の計画

- (1) 指導の重点
 - ア 地域の特性を生かした教育課程の編成
 - 地域の自然や文化等の教育資源を生かした体験的な学習や問題解決的な学習の充実を図り、ふるさとに誇りと愛着をもち続けることができる教育課程を編成する。
 - 小・中学校の連携を密にして、体験的な学習や専門的な教科指導の充実を図る。
 - イ 少人数学級、小規模校の特性を生かした経営
 - 自分の夢や希望をもって意欲的に生活し、一人一人が存在感や所属感を味わうことができるような学校・学級経営を行う。
 - 一人一人の児童生徒を全職員の協力体制によって育むことができるよう、指導体制を工夫改善する。
 - ウ 児童生徒のよさを生かす授業の工夫改善
 - 効果的な少人数指導の在り方を究明する。
 - ・個の学習状況をきめ細かく把握し、試行錯誤する場や繰り返し取り組む場を設定したり、個で考える時間を確保したりするなど、指導方法を質的に改善する。
 - ・個の学習状況に応じた教材・教具やICTの活用を工夫する。
 - 複式学級における学習指導方法を工夫する。
 - ・発達の段階や各学年の指導のねらいを明確にし、知識・技能が確実に習得できる指導計画となるよう工夫改善する。
 - ・児童生徒の興味・関心を生かした学習過程を工夫し、一人一人のよさや可能性を伸ばす指導・援助をする。
 - エ 集団活動のよさを生かす指導の工夫
 - 児童生徒が自発的、自立的な活動を展開し、よりよい生活や望ましい人間関係を築こうとすることができる教師の指導と評価を工夫改善する。
 - 小・中学校や他地域の学校との交流を図るなど、豊かな人間性や社会性を育む多様な活動を位置付ける。

- 諸活動における児童生徒の安全を確保するために、教員相互の協力体制を確立し、保護者、地域住民、関係機関との連携を密にする。

(2) 事業の概要

ア 教員の研修

- ・へき地・複式教育教員研修会、へき地教育に関わる初任教員及びへき地・複式教育や少人数指導等について学ぶ意欲を抱く教員を対象にした研修を各教育事務所ごとに行う。
- ・全国へき地教育研究大会に代表が出席する。

イ 指導資料の作成

- ・へき地教育に関する各種資料を含む指導資料集「岐阜県のへき地教育」を作成し、へき地学校に配布する。

第7節 定時制・通信制教育

1 現 況

県内に設置されている定時制・通信制課程は、従来は学年制であった。平成8年度から華陽高等学校（現華陽フロンティア高等学校）の定時制・通信制課程を、平成10年度から他の県立高等学校の定時制・通信制課程を単位制に改編し、現在は全ての県立定時制・通信制課程が単位制になっている。平成18年度から、県内唯一の昼間定時制高校である中津川市立阿木高等学校も単位制になった。県内に通信制課程をもつ公立高等学校は2校あるが、いずれも定時制課程との併置校である。

定時制・通信制課程は、従来の勤労青少年の教育機関としての役割に加え、学び直しの場、あるいは、一般社会人の生涯学習の場等、多様な生徒の修学の場として新たな役割を担っている。最近是不登校経験者など、特別な支援が必要な生徒も増加しており、これらの需要に応えるため、定時制・通信制課程の体制を整えている。

(1) 学校の設置及び定員数の状況

平成29年度のそれぞれの学校数は次のとおりである。

区分		普通科	工業科	商業科	生産科学科 総合生活科	合 計
定時制	県立	5校	2校	2校		9校
	市立		1校		1校	2校
通信制	県立	2校				2校

(2) 入学者選抜の実施状況

定時制課程の入学者選抜は、11校で実施した。

区分	第一次選抜	第二次選抜	合 計
実施校数	11校	11校	—
出願者数	476人	53人	529人
合格者数	452人	46人	497人

通信制課程の入学者選抜は、華陽フロンティア高等学校と飛騨高山高等学校の2校で実施した。出願者は昨年度より4人減の75人で、合格者は4人減の67人であった。

2 定時制・通信制教育での諸制度の活用

定通併修は、平成10年度から華陽高等学校の通信制課程と岐阜商業高等学校及び加茂高等学校の定時制課程との間で開始した。平成13年度からは、華陽フロンティア高等学校の通信制課程と岐阜商業高等学校、加茂高等学校及び多治見北高等学校の定時制課程の間で、斐太高等学校の通信制課程と高山高等学校の定時制課程との間でそれぞれ行った。平成16年度には、大垣商業高等学校が華陽フロンティア高等学校の通信制課程との間で開始したが、岐阜商業高等学校は自校三修によりとりやめた。平成17年度の飛騨高山高等学校の誕生により、斐太高等学校と高山高等学校の間で行っていた定通併修は、同一高等学校内での制度になった。華陽フロンティア高等学校ではラップトップスクールも活用して、生徒の便宜を図っている。

3 定時制・通信制教育実施のための諸事業

平成17年度の「三位一体」改革により、国庫補助事業であった事業が、県の単独事業として実施することになった。

(1) 設備整備の充実

国庫補助金の税源移譲対象事業となり、平成21年度から高等学校管理費に統合された。

(2) 教科書等の購入の支援

定時制・通信制課程に在籍する有職生徒等の学習費負担の軽減を図るため、平成28年度は定時制課程では教科書購入費に約618千円を、通信制課程では教科書及び学習書購入費に約237千円を助成した。

(3) 修学奨励費の貸与

修学奨励費貸与事業は、学習意欲が旺盛であるが所得が少ない生徒に貸与されるもので、卒業した生徒は返還義務が免除されることになっている。平成27年度は、修学奨励費貸与事業費8,064千円が、定時制課程41人、通信制課程7人に貸与された。

4 平成29年度の施策の重点

(1) 創意ある教育課程の編成と学習指導の充実

単位制の利点を生かして、自校以外での学習の成果を単位認定する諸制度を活用した、弾力的な教育課程の編成と運用を研究する。また、日々の授業では、基礎学力の定着を目指し、指導法の改善に努めるとともに、学習内容の精選と重点化を図り、学習指導の効率化に努める。

(2) 生徒指導等の充実と強化及び「学びの再チャレンジ」の推進

教員と生徒の対話の場を積極的に設けるなどして、多様な生徒の実態に応じた生徒指導の充実と努めるとともに、学びの再チャレンジができる教育環境づくりに努める。

(3) 生徒の負担の軽減

修学奨励費を貸与し、有職生徒等に教科書及び学習書（通信制課程のみ）の購入費を助成して学習費の負担軽減を図る。

第8節 幼稚園教育

1 現 況

幼稚園教育は、一人一人の幼児の成長に応じて、また、その生活経験に即して遊びを通した総合的な指導を行い、望ましい人格形成の基礎を養う重要な使命と任務をもつものである。本県の幼稚園教育は、関係者の努力によって漸次充実してきた。今後更に、幼稚園教育の振興充実を図っていくには、質的な充実を考えていくことが肝要である。

現在本県の幼稚園教育は公立75園（休園1）、私立102園（休園5）＜平成29.4.1現在＞で行われている。また、私立幼稚園は、学校法人立となっている。

(1) 在園期間

市町村の実態に応じ在園期間は様々である。（次の数は公立幼稚園数）

1年（5歳児のみ） 8園

2年（4、5歳児） 10園

3年（3、4、5歳児） 56園

(2) 通園方法・通園距離

公立幼稚園における通園方法として、保護者と共に通園する場合が多いが、通園距離により、スクールバスを利用して園児が通園している園が15園ある。

2 平成29年度の計画

(1) 幼稚園教員研修事業

① 新規採用教員研修（園外研修）

事業の名称	対 象	人数	期間	期 日	会 場
幼稚園等 新規採用 教員研修	幼稚園等の 新規採用教 員	128	園外10日 園内10日	5月17日、6月15日 7月13日 7月26～28日 10月2日 ※地域区別研修を除く	総合教育センター等

② 12年目研修（幼稚園）

事業の名称	対 象	人数	期間	期 日	会 場
12年目研修 幼稚園	教職経験が 満11年を経 過した幼稚 園等教員	6	園外8日 園内10日	6月2日、10月20日、 11月1日、11月28日 のうち1日、7月24日 ※残り5日は自分の課 題に応じて県内の研修 を選択し、管理職の指 導等のもと設定する。	総合教育センター等

③ 幼稚園教育課程講習会（園長・教諭・保育士等）

対 象	期 日	会 場	内 容
岐阜 飛騨	8月3日（木）	岐阜県 総合教育センター	【趣 旨】 新幼稚園教育要領の趣旨や内容の適切な理解を図り、新幼稚園教育要領の円滑な実施に資する。 【内 容】 全体会：講話及び説明 【参加者】 公立幼稚園 教員の1／3 私立幼稚園 1園2名まで 保育所 1園2名まで
西濃	8月2日（水）	西濃総合庁舎	
美濃 可茂 東濃	8月4日（金）	中濃総合庁舎	

(2) 幼児教育推進事業

①岐阜県幼児教育推進会議

「第2次岐阜県幼児教育アクションプラン」の実践・普及に向けての指導・助言を行う。特に、第2次岐阜県幼児教育アクションプラン（3つのつながる・3つの深まる）の評価・改善、幼保小連携資料（県版接続カリキュラム）への指導・助言、本県における幼児教育の現状と課題を踏まえた質の高い教育・保育に向けた具体的方法の検討、アクションプラン実践協力地域の状況の把握及び助言等を行う。

②幼保小連携資料作成委員会

幼稚園・保育所・認定こども園、小学校、市町村教育委員会、教育事務所担当者等からなる「幼保小連携資料作成委員会」を立ち上げ、岐阜県版接続カリキュラムを作成する。

③公私立共同研究

教育・保育の充実や幼稚園の機能を生かした子育て支援、小学校との連携、特別支援教育の充実等に向けて、岐阜県幼稚園教育研究協議会に研究を委託し、調査研究及び実践的な取組を推進する。

第9節 特別支援教育

1 現 況

障がいのある児童生徒に対する教育機関には、特別支援学校（視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、肢体不自由、病弱）あるいは、小・中学校、義務教育学校に設置されている各障がい別（知的障がい、自閉症・情緒障がい、肢体不自由、難聴、病弱、弱視）の特別支援学級がある。また、平成5年度から通常の学級に在籍する軽度の言語障がい児、情緒障がい児などに対して、「通級による指導」を実施しており、平成18年度より新たにLD、ADHD等についても通級の対象に加えることになった。なお、障がいのため、通学して教育を受けることが困難な児童生徒に対しては、訪問教育を実施している。

小・中学校における特別支援学級については、学校と地域社会との緊密な連携のもとに、特別支援教育に対する正しい理解と協力を深め、障がいの重度・重複化、多様化に応じたきめ細かな教育が行われている。

市町村教育委員会を中核とした教育支援委員会は100パーセントの設置率である。その組織や機能を確立し、特別支援教育の必要性の理解を得るとともに、児童生徒の能力・特性等に応じた適正な就学指導の推進を図っている。

学習指導面においては、児童生徒の障がいの種類や発達段階及び能力・特性等を生かした個別の指導計画を作成し、具体的な生活場面において役立つ知識、技能及び態度の学習により、その定着を図っている。

教員は研修会や講習会に積極的に参加し、自己研修を図るとともに、児童生徒の実態に応じた教育内容の改善を図り、教育実践を通して指導力の向上に努めている。また、学校経営の中で特別支援教育の組織の確立を図り、教員の有機的なつながりのもとでの児童生徒一人一人の実態に即した、手厚く、きめ細かな教育を行っている。

2 平成29年度の計画

(1) 教育支援地区研究協議会

ア 目 的 障がい児の教育相談・就学相談・就学事務等に従事する担当者を対象に、特別支援教育についての理解を促し、その資質向上を図るとともに、障がい児及び保護者への適切な教育支援を推進する。

イ 実施計画（各教育事務所ごと）

岐阜	5月26日、9月14日	可茂	5月24日、9月20日
西濃	5月22日、9月12日	飛騨	5月29日、9月22日
美濃	5月24日、9月20日	東濃	5月23日、9月26日

ウ 対 象

市町村教育委員会教育支援担当者等

(2) インクルーシブ教育システム構築事業

- ・特別支援学校や小・中学校の特別支援学級だけでなく、特別な教育的ニーズのある児童生徒が在籍するすべての学校において特別支援教育に携わる教員の専門性の向上を図り、より質の高い教育を提供できるシステムを構築する。
- ・主に通学している学校に加え、地域の学校や企業・公共施設等の多様な学びの場（人、場所、施設設備、行事等）を効果的に活用し、連続性かつ柔軟性のある学びのスタイルを構築する。

① コア・スクールを核とした特別支援学校の専門性向上事業

各特別支援学校において、児童生徒一人一人の障がいの状態や発達段階に応じた適切な支援が行えるよう、特別支援学校教員の専門性の向上を図るための全県的なシステムを構築する。

② 特別支援教育担当教員ステップアップ事業

特別支援学級及び通級指導教室の担当教員を対象として、担当する障がい種の指導に応じた研修を実施することにより、担当教員の特別支援教育に関する専門性を高め、実践的指導力の向上を図る。

③ 交流籍を活かした居住地校交流促進事業

県内全特別支援学校小中学部在籍児童生徒に交流籍を設け、ニーズに応じた居住地校交流を推進。

④ 高等学校と特別支援学校の交流及び共同学習推進事業

生徒のニーズに応じ、互いの教育資源を活用した共同学習を推進。

⑤ 学校間・地域交流推進事業

近隣の学校との交流や地域行事への参加等を通じた交流及び共同学習の充実。

(3) 特別支援教育ネットワーク強化事業

障がいのある子どもが自立し社会参加するため、重点的に支援が必要な事業を実施し、就学前から高等学校卒業まで一貫した特別支援教育の推進を図る。

① 地域連携ネットワークシステムの強化

県及び各地区に医療、保健、福祉、労働、教育等の関係機関からなる特別支援教育連携協議会を設置し、特別支援学校を核とした地域の特別支援教育ネットワークの強化を図り、各市町村における関係機関の連携強化を推進する。

② 特別支援教育コーディネーター研修の実施

県内の幼稚園、小・中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校の新任特別支援教育コーディネーターを対象に、障がいのある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応するために必要な知識や情報の習得と実践力を身に付ける。

③ 特別支援学校のセンター的機能充実

特別支援学校全般において、特別支援学校が幼・小・中・義務教育学校・高等学校を支援し、センター的機能を果たすため、相談機能、研修機能、連携訪問機能を充実する。

④ 早期からの一貫した教育支援体制構築事業

全ての市町村において、医療、保健、福祉、労働等の関係機関との連携を図りつつ、早期からの教育相談・支援、就学支援だけでなく、就学後の適切な教育及び必要な教育的支援全体を含めて、早期からの一貫した教育支援の体制を構築する。

- (4) 発達障がい児童生徒支援事業
小中高等学校の通常の学級に在籍する、発達障がいのある児童生徒に対する特別支援教育の充実を図る。
- ア 小中学校発達障がい支援事業
- ① ユニバーサルデザインの授業づくり
小・中学校、義務教育学校の通常学級に在籍する発達障がいのある児童生徒が授業等において、その障がい特性を踏まえた支援を行うことで成就感を味わい、自己肯定感を高められるよう、支援体制、支援方法の整備を行う。
- ② 発達障がい等専門家派遣（県専門支援員）
障がいに関する専門的知識・経験を有する者を県専門支援員として委嘱し、幼・小・中、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校からの申し出に応じて派遣を行い、発達障がいを含む障がいのある幼児児童生徒に対する理解や指導内容、方法に関する助言等を行う。
- イ 高等学校発達障がい支援事業
- ① 高等学校発達障がい専門家派遣事業
発達障がいのある生徒について、学校だけでは対応が困難な問題が発生したとき、学校の要請により専門家を派遣し、専門的な立場から助言や相談を実施することにより、指導体制の確立に向けた支援を行い問題の解決を図る。
- (5) 発達障がいのある児童生徒の教育支援体制検討会議
専門家や県民の意見を十分に把握しながら、本県における発達障がいのある児童生徒の教育の充実と教育支援体制の構築に向け、課題や施策の検討を行う。
- (6) 高等学校特別支援教育支援員配置事業
発達障がいのある生徒が在籍する高等学校へ特別支援教育支援員を配置し、学習及び生活支援を行うことにより、個別の教育的ニーズに応じた合理的配慮を提供するとともに、各学校段階を通じて一貫した個別支援を実施できる仕組みを作る。
- (7) 発達障がい総合支援体制モデル事業
- ア 中学校個別支援教室モデル事業
少人数指導の授業において、さらに1～3人程度のグループを編成し、学びにくさを改善する方法を学習したり、個別課題に取り組んだりする新たな学びの場のモデルを研究する。
- イ 高等学校少人数コミュニケーション指導モデル事業
高等学校において、従来の通級による指導ではなく、選択科目の一つとして学習する方法を採用することにより、受講しやすい学びの場のモデルを構築する。
- ウ 小・中・高一貫支援体制モデル事業
高等学校に在籍する生徒について、中学校や小学校においてどのような支援が行われ、それがどのように引き継がれてきているか追跡することで課題を明らかにし、必要な支援を確実につなぐためのシステムを構築する。
- (8) 特別支援教育医療的ケアサポート事業
特別支援学校に在籍する重度の障がいのある児童生徒が、学校の授業や校外学習等に安全に参加できるよう医療的ケアの実施体制を整備する。また、教職員や看護講師を対象とした研修会を実施する。
- (9) 特別支援学校就労支援総合推進事業
特別支援学校高等部生徒の職業教育の充実及び就労支援の強化を図る。
- ア 「働きたい！応援団ぎふ」登録企業の拡大
- イ 岐阜県版デュアルシステムの推進
校内作業学習と企業内作業学習を2本柱として働く力を育成する。

- (10) 高等特別支援学校専門教科指導力向上・養成事業
 高等特別支援学校における専門教科指導の充実を図る。
 ア 岐阜清流高等特別支援学校専門教科担当教員の指導力向上
 イ 専門性のある指導が可能な教員養成
- (11) 特別支援教育指導資料等の作成
 岐阜県の特別支援教育（平成29年度）

第10節 学校図書館教育

1 現 況

- (1) 平成28年度の状況

平成28年度は、①教科の学習に生きる利用指導の充実、②読書の喜びと生涯学習につなぐ読書指導の充実について、推進してきた。①については、各教科の年間指導計画に基づき、授業に生きる図書資料、非図書資料の計画的な収集整備を進めた。②については、蔵書量の増加や適切な蔵書構成比率の確保を図るとともに、読書生活を充実させる「良書」の活用の仕方を広めてきた。

その結果、授業で使用する図書資料の整備はもとより、それらを活用した教科指導の実践が増えてきた。

- (2) 平成28年度地区別学校図書館教育優秀賞

<岐阜地区>

賞	学 校 名	賞	学 校 名
最優秀賞	山県市立梅原小学校	奨励賞	岐阜市立岩野田北小学校
最優秀賞	岐南町立北小学校	奨励賞	羽島市立桑原小学校
最優秀賞	岐阜市立岐阜中央中学校	奨励賞	各務原市立川島小学校
優秀賞	岐阜市立則武小学校	奨励賞	各務原市立那加中学校
優秀賞	笠松町立笠松小学校	奨励賞	瑞穂市立西小学校
優秀賞	笠松町立下羽栗小学校	奨励賞	本巣市立真桑小学校
優秀賞	北方町立北方小学校	奨励賞	本巣市立席田小学校

<西濃地区>

賞	学 校 名	賞	学 校 名
最優秀賞	大垣市立赤坂小学校	奨励賞	大垣市立江東小学校
優秀賞	大垣市立北小学校	奨励賞	大垣市立川浪小学校
優秀賞	海津市立海西小学校	奨励賞	海津市立高須小学校
優秀賞	養老町立上多度小学校	奨励賞	海津市立石津小学校
優秀賞	安八町立牧小学校	奨励賞	海津市立城山小学校
優秀賞	揖斐川町立春日小学校	奨励賞	垂井町立北中学校
優秀賞	池田町立温知小学校	奨励賞	関ヶ原町立関ヶ原中学校

<美濃地区>

賞	学校名	賞	学校名
最優秀賞	郡上市立白鳥小学校	奨励賞	関市立倉知小学校
優秀賞	美濃市立大矢田小学校	奨励賞	郡上市立那留小学校
優秀賞	郡上市立北濃小学校	奨励賞	郡上市立大中小学校
優良賞	関市立洞戸小学校	奨励賞	郡上市立石徹白小学校
優良賞	郡上市立牛道小学校	奨励賞	関市立小金田中学校
優良賞	郡上市立白鳥中学校		

<可茂地区>

賞	学校名	賞	学校名
最優秀賞	美濃加茂市立古井小学校	優秀賞	美濃加茂市立西中学校
最優秀賞	美濃加茂市立伊深小学校	優秀賞	坂祝町立坂祝中学校
最優秀賞	八百津町立八百津小学校	優秀賞	七宗町立上麻生中学校
最優秀賞	七宗町立神淵中学校	優秀賞	八百津町立八百津中学校
優秀賞	可児市立東明小学校	優秀賞	八百津町立八百津東部中学校
優秀賞	坂祝町立坂祝小学校	優秀賞	白川町立黒川中学校
優秀賞	川辺町立川辺北小学校	奨励賞	川辺町立川辺西小学校
優秀賞	七宗町立上麻生小学校	奨励賞	川辺町立川辺東小学校
優秀賞	七宗町立神淵小学校	奨励賞	白川町立黒川小学校
優秀賞	白川町立蘇原小学校	奨励賞	東白川村立東白川小学校
優秀賞	白川町立佐見小学校	奨励賞	可児市立蘇南中学校
優秀賞	御嵩町立伏見小学校	奨励賞	東白川村立東白川中学校

<東濃地区>

賞	学校名	賞	学校名
総合優秀賞	恵那市立三郷小学校	奨励賞	多治見市立北栄小学校
総合優秀賞	多治見市立南ヶ丘中学校	奨励賞	中津川市立苗木小学校
優秀賞	中津川市立南小学校	奨励賞	中津川市立苗木中学校
優秀賞	中津川市立阿木小学校	奨励賞	中津川市立阿木中学校
優秀賞	瑞浪市立釜戸小学校	奨励賞	中津川市立蛭川中学校
優秀賞	恵那市立長島小学校	奨励賞	瑞浪市立日吉中学校
優秀賞	恵那市立山岡小学校	努力賞	多治見市立滝呂小学校
優秀賞	土岐市立妻木小学校	努力賞	中津川市立山口小学校
優秀賞	恵那市立恵那西中学校	努力賞	瑞浪市立瑞浪小学校

<飛騨地区>

賞	学校名	賞	学校名
総合優秀賞	下呂市立中原小学校	優秀賞	下呂市立宮田小学校
総合優秀賞	高山市立中山中学校	奨励賞	高山市立南小学校
優秀賞	高山市立三枝小学校	奨励賞	高山市立花里小学校
優秀賞	高山市立清見小学校	奨励賞	高山市立久々野中学校
優秀賞	飛騨市立河合小学校	奨励賞	飛騨市立古川小学校

2 平成29年度の指導の重点

学校教育における図書館教育の位置付けを明確にし、教育課程の展開に寄与する組織的、計画的な利活用に努めるとともに、児童生徒の健全な教養の育成に努める。

(1) 教科の学習に生きる利用指導の充実

各教科及び領域の年間指導計画に基づき、授業に生きる図書資料、非図書資料の計画的な収集整備を一層推進する。また、学校図書館教育の全体計画の整備とともに、図書館での調べ学習を位置付けた単元指導計画を作成し、児童生徒の自ら学ぶ力を育成する。

(2) 読書の喜びと生涯学習につなぐ読書指導の充実

蔵書量の増加や適切な蔵書構成比率の確保を図るとともに、図書資料・非図書資料の検索方法の工夫改善を図り、自ら情報を得て活用することができる環境の整備に努める。また、一人一人の読書生活を充実させる読書記録等の活用について啓発し、望ましい読書習慣の形成に努める。

3 平成29年度の計画

(1) 学校図書館教育優秀賞

地区ごとに実施し、総合優秀賞、優秀賞、奨励賞等を決定する。（審査期間：平成29年9月から平成30年2月まで）

第11節 学校人権教育

1 現 況

(1) 岐阜県人権教育基本方針（平成23年12月5日教育長決定）の概要

- ・これまでの同和教育及び人権同和教育の成果の継承
- ・様々な人権問題に対する認識力・自己啓発力・行動力の育成
- ・全教育活動を通じ、人間尊重の気風がみなぎる学校づくりの推進
- ・個人の尊厳を重んじ、合理的精神を養う教育・啓発の推進
- ・自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができる教育の推進
- ・重要な人権問題の一つである同和教育問題への一層の理解
- ・様々な人権問題の解決を目指した普遍的文化の構築
- ・学校・家庭・地域社会が一体となった計画的、継続的な人権教育の推進

(2) 人権教育で培う「3つの力」

行 動 力：日常生活の中の人と人との関わりにおける差別事象に対して、正しく行動することができる力

- ・差別的な言動に対して、それを正そうとする態度
- ・相手の立場を尊重した行為

自己啓発力：生活を振り返り、自己の心の中にある偏見や差別的なものの見方や考え方を改めようとする力

- ・相手の立場に立った共感的理解
- ・自己の心の弱さに気付き、それを克服しようとする意欲

認 識 力：身近な生活の中にある不合理なことや差別事象を捉えたり、見抜いたりすることができる力

- ・確かな根拠に基づく科学的思考や判断
- ・差別の構造や歴史的経緯の理解

2 平成29年度の計画

- (1) 研究指定校、総合推進地域事業を中心とする研究推進
 - ア 文部科学省指定
 - 研究指定校 …… 瑞穂市立本田小学校
 - 総合推進地域 … 高山市（清見中校区）
 - イ 人権教育協議会研究協力校
 - 大野町立南小学校、大野町立揖東中学校、県立大垣養老高等学校
- (2) 人権教育推進事業の充実（市町村が行う人権教育関係事業への補助金交付）
 - ア 地域ぐるみの人権教育の推進及び啓発の推進に関する事業
 - イ 人権教育における教職員の指導力向上を目指した実践研究に関する事業
 - ウ 人権教育の具体的な実践研究に関する事業
 - エ 人権教育に関しての相談活動の推進に関する事業
- (3) 指導資料の作成

人権教育の推進のための具体的な指導の在り方を研究し、各小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校において活用できる資料を作成する。
- (4) 研修会の充実
 - ア 小・中・義務教育学校人権教育教員研修会
 - 県内全ての小・中・義務教育学校から、各校1人以上が参加する。

教育事務所名	期 日	教育事務所名	期 日
岐 阜	9月27日・10月4日	可 茂	11月7日・11月14日
西 濃	10月13日・10月19日	東 濃	10月25日
美 濃	11月22日	飛 驒	10月3日・10月17日

- イ 人権教育幹部研修会
 - 県内全ての小・中義務教育学校の教頭・人権教育担当者など、人権教育を推進する上での幹部を対象とする。
 - 岐阜教育事務所 4回
 - 西濃教育事務所 2回
 - 美濃教育事務所 4回
 - 可茂教育事務所 2回
 - 東濃教育事務所 2回
 - 飛驒教育事務所 2回
- ウ 高等学校、特別支援学校人権教育教員研修会
 - 県内全ての高等学校、特別支援学校から、前期・後期それぞれ各校1人以上が参加する。
- エ 高等学校、特別支援学校人権教育担当者連絡会
 - 県内全ての公立高等学校、特別支援学校の人権教育担当者が、高等学校等における人権教育の在り方について研修する。
- オ 総合教育センター研修講座
 - 総合教育センター研修講座に、人権教育の専門研修を位置付ける。

第12節 道徳教育

1 現 況

本県の小・中学校における道徳教育は、昭和33年度から教育課程に位置付けられ、その全面実施以降、当初の混乱、動揺期を経て、次第に安定化、定着化の方向をたどり、今日では充実期を迎えている。特に、昭和56年度から道徳教育徹底指導事業を継続推進し、3年間を一つのサイクルとして県内の全小・中学校及び市町村教育委員会訪問を計画的に行い、道徳教育の充実を図っている。

しかしながら、社会の変化に伴い、児童生徒の「心の教育」に関する様々な課題も指摘されており、各学校や地域ぐるみによる、より充実した道徳教育の推進が期待される。

そこで、本県では、第7期までの21年間の成果と課題を踏まえ、第8期の平成14年度から16年度までの3年間「地域ぐるみの道徳教育推進事業」として、学校・家庭・地域社会が連携して取り組む道徳教育の充実を図った。第9期の平成17年度から平成19年度までは、道徳教育の要となる道徳の時間における指導の充実と学校・家庭・地域社会の計画的な連携による道徳教育の推進を、第10期の平成20年度から平成22年度まで及び第11期の平成23年度から平成25年度までは、道徳教育の要となる道徳の時間における指導の充実に重点を置いた道徳教育の推進を図ってきた。第12期の平成26年度から平成28年度までは、道徳の時間を要として、学校の教育活動全体を通じて日常生活や体験活動等との関連を図った意図的・計画的な道徳教育を推進してきた。

また、平成27年3月末に学校教育法施行規則及び学習指導要領が一部改正され、小学校では平成29年度は「特別の教科 道徳」（小学校）の教科書採択、平成30年度は「特別の教科 道徳」（中学校）の教科書採択がなされ、小学校は平成30年4月1日から、中学校では平成31年4月1日から「特別の教科 道徳」が全面実施されることとなる。

2 平成29年度指導の方針と重点

小・中学校教育指導の方針と重点では、道徳教育の重点として、「自己を見つめる力と他を思いやる心を育てる」を設定した。あらゆる機会と場をとらえ、この具現のための力点を定め、指導・助言に努めている。

高等学校における道徳教育は「人間としての在り方生き方に関する教育を学校の教育活動全体を通じて行うことにより、その充実を図る」と学習指導要領に規定されている。高等学校教育指導の方針と重点では、「全教育活動を通して、特に配慮したいこと」として、「社会連帯の精神を養うとともに、規範意識の高揚を図り、道徳的実践力を高めるために指導体制を充実する。」と設定しており、その具現のため指導・助言に努めている。

本年度は、「道徳教育徹底指導事業」の第13期の1年次であり、道徳教育振興会議の開催、県内全小・中学校及び全市町村教育委員会訪問指導などを通して、その充実を図る。

(1) 道徳教育徹底指導事業

第13期3か年計画の1年目に当たる。

ア 県内全小・中学校及び全市町村教育委員会への計画的な訪問

計画に基づき指導主事が各市町村教育委員会及び各小・中学校を訪問し、市町村及び学校における道徳教育の推進について指導・徹底を図る。

イ 岐阜県道徳教育振興会議の開催

地域ぐるみの豊かな心を育てる活動の推進として、家庭や地域における「1家庭1ボランティア」運動を県民運動として推進している。今年度も、道徳教育パワーアップ研究協議会において「1家庭1ボランティア」の実践発表や今後の学校における道徳教育の改善に向けての授業公開を行う。

ウ 道徳教育パワーアップ実践校

道徳教育を先進的に実践し、その成果を普及するための「道徳教育パワーアップ実践校」（可児市立旭小学校、瑞浪市立瑞浪中学校、県立土岐紅陵高等学校）を指定し、県全体で研究協議会を開催する。

(2) 講習会（教育課程研講習会）

学校における「特別の教科 道徳」を要とした道徳教育の充実を図り、一部改訂学習指導要領の趣旨等の理解について周知・徹底を図っている。

(3) 訪問指導

学校支援課、各教育事務所が実施する各市町村教育委員会及び各小・中学校の訪問指導では、特に、道徳教育の計画・実施、道徳の時間の指導の充実及び家庭、地域社会との連携について見届け、当面する諸問題の解明を図るべく指導・助言をしている。

(4) 研究団体

岐阜県小中学校教育研究会の道徳部会は、本県の道徳教育を推進する研究組織である。発足以来先進的な取組を進め大きな成果をあげ、今日に至っている。

第13節 国際理解教育

1 農業高校生海外実習派遣事業

農業高校生10名を7月23日から8月13日までブラジル及びオランダに派遣し、体験的学習を通してブラジル及びオランダ農業の実態や日系農業移住者の優れた実践的経営を学ばせ、広い視野に立って積極的に農業に取り組む農業の担い手育成に資する。

2 外国語指導助手（ALT）事業

外国語教育とグローバル化に対応した学校教育の振興のため、県立学校16校に英語の外国語指導助手（ALT）を配置する

配置校：岐阜総合学園高校、岐阜商業高校、各務原高校、郡上高校、恵那高校、益田清風高校、岐阜高校、大垣北高校、関高校、斐太高校、岐山高校、岐阜農林高校、大垣工業高校、多治見北高校、中津高校、長良高校

第14節 P T A 活動の奨励

教育をめぐる価値観の多様化や安全・安心な地域づくりの実践など、時代の変化に対応するため、家庭・学校・地域社会の一層の連携強化を図ることが急務であり、そのためのP T A活動を積極的に推進する必要がある。また、地域における様々な体験活動や奉仕活動など、具体的な実践活動を通して、家族や地域の人々とのふれあいを深めるなど、児童生徒の社会参加を促進するためのP T Aの諸活動に対して支援する。

(1) 岐阜県P T A連合会活動の奨励

県内小中学校のP T Aの発展を推進し、児童生徒の健全な成長を図るための諸活動を支援する。

(2) 岐阜県高等学校P T A連合会活動の奨励

県内高等学校並びに特別支援学校（高等部）P T Aで組織され、それぞれの単位P T Aの連絡協調を図るとともに、その健全な発達を促進するための活動に対して支援する。

第15節 情報教育

1 平成29年度の計画

- (1) 研修講座の実施
 - ・「教員のICT活用指導力の基準（チェックリスト）」（文部省）全てについて、県内教員が「わりにできる」又は「ややできる」と回答することを目標に、授業におけるICT活用に関連する講座を幅広く実施する。
 - ・学校の情報管理体制確立のため、「県立学校情報化推進担当者研修」を継続して実施する。
 - ・基本研修（初任者、2年目、3年目、6年目、12年目、新任教頭、新任教務主任、新任生徒指導主事、新任進路指導主事、常勤講師）及び全ての情報研修（専門研修）で情報モラル・セキュリティに関する内容の講座を実施する。
 - ・教員の自主的研修や校内研修への支援のため、出前講座を実施する。
- (2) 学校間総合ネットワーク
学校間総合ネットワークは、学校・学年・学級の枠を越えて情報が交流し、児童生徒や教員が「連帯」して新たな価値を創造するための総合的な教育情報ネットワークである。学校間総合ネットワークの拠点（データセンター）として円滑な管理運用を行うとともに各接続機関への活用支援を実施する。
遠隔学習システムを遠隔授業、遠隔協働学習、学校行事、学校間交流などへの活用支援を実施する。

- (3) 岐阜県まるごと学園

- ア 目的

児童生徒に多様な学習機会となるデジタル教材を、インターネットを通じて提供するとともに、情報機器を活用した「分かる授業・楽しい授業」を一層推進するために、学校間総合ネットワークを活用して県内の学校に岐阜県の優れた教育資源を提供する。

- イ 内容

インターネットや学校間総合ネットワークを活用したデジタル教材の配信。

- ・教職員の作成した教材の配信。
- ・児童生徒の制作した作品の配信。
- ・教育機関等から提供された教材の配信やリンク案内。

第16節 教育相談

1 現 況

- (1) 目的
幼稚園、学校、保護者及び関係機関との連携を密にした教育相談を推進する。
- (2) 重点
 - ア 不登校、いじめ等に関する相談活動
 - イ 障がい児等の発達・就学等に関する相談活動
- (3) 相談の内容
 - ア 不登校に関する相談
 - イ いじめに関する相談
 - ウ 学校生活に関する相談
 - エ 家庭生活に関する相談
 - オ 特別支援教育に関する相談

- カ 心理諸検査の実施及び指導助言
- キ 学校教育相談の在り方に関する相談
- ク 進路に関する相談
- ケ その他教育全般に関する相談

(4) 相談事業の概要

ア 来所相談

- ・相談日時 月曜日～金曜日の9：00～18：00（予約制）

イ 電話相談

- ・子供SOS24 365日24時間対応
フリーダイヤル 0120-0-78310
- ・教育相談ほほえみダイヤル（各教育事務所）
月曜日～金曜日の8：30～17：15
フリーダイヤル 0120-745-070

(5) 平成28年度の教育相談実施回数

	電話相談	面接相談
総合教育センター	1,884回	1,129回
教育事務所	397回	32回
計	2,281回	1,161回

- ・前年度に比べ、面接、相談回数、電話相談回数は減少した。内容的には、面接相談においては、不登校や特別支援教育に関する相談が多く、電話相談においては、不登校、いじめや学校生活に関する相談が多くなっている。特別支援に関する相談の割合が増加するとともに、不登校やいじめの背景に発達障がい疑われるケースが増えている。
- ・同じ児童生徒について繰り返し相談のあるケースが多く、内容も複雑化・深刻化している。

2 平成29年度の計画

(1) 岐阜県教育センター「G-ブレイス」（適応指導教室）

- ・岐阜県内の高校生や中途退学者等、高等学校段階の不登校・引きこもりの者を対象に、将来的な社会的自立に向けた支援を行う。
- ・本人、保護者及び関係者に対して、相談者の状況に応じて、教育相談、訪問相談、心理相談、適応指導、学習支援、体験活動、進路相談等を行う。

(2) 教育相談事例検討会

- ア 各教育相談業務専門職の関わる事例について、具体的な指導や連携の在り方等を検討し合うとともに、専門家からの指導、助言を通して、地域における教育相談業務を一層充実させる。

イ 年6回開催。

(3) 教育支援センター（適応指導教室）担当者連絡会議

- ア 県内不登校児童生徒の実態や施策を理解したり、各教育支援センター（適応指導教室）の実態や取組の特色について交流したりするとともに、各適応指導教室担当者の教育相談における専門的知識や技能の習得と資質の向上を図る。

イ 年2回開催。

(4) 教育相談実践研修会

- ア 児童生徒がかかえる学校適応上の諸問題を解決するための教育相談活動の一層の充実を図り、各学校及び各関係諸機関で教育相談業務に携わる教職員及び担当者、各種相談員の専門的知識・技能の習得と、資質の向上を目指す。
- イ 大学教官や精神科医を招き、教育相談の今日的な課題に関する講演や演習を行う。
- ウ 年8回開催

第3章 指導計画

第1節 平成29年度研究開発事業等

本県における学校教育は、各学校はもとより、各地域及び研究団体の熱意ある研究によって年々充実し、その成果も着実にあがってきている。

＜小・中・義務教育学校＞

1 教育研究推進の基本的方向

- (1) 一人一人の教員の資質と指導力の向上を図り、各市町村及び各学校の主体的研究を促進する。
- (2) 文部科学省の研究指定校や研究開発事業指定地区をそれぞれ指定して本県の教育水準の向上を図る。

平成29年度 研究指定校及び指定市町村

- 主 催：「文」文部科学省 「国」国立教育政策研究所 「県」岐阜県 「団」諸団体
 予 算：「委」委託事業 「支」支出委任事業 「補」補助事業
 「執」県や団体が講師派遣や物品など直接に予算執行する事業
 指定年度： ☆ 新規事業での新規指定
 ○ 既存事業での新規指定
 □ 既存事業での継続指定（指定最終年度も含む）
 ■ 終了事業（過年度も含む）

(1) 学校支援課

番	主催	年度	指 定 名 称	予算	岐 阜	西 濃	美 濃	可 茂	東 濃	飛 驒	
1	文	○29	コミュニティ・スクール導入等促進事業 ・導入の促進	補直		養老町 輪之内町		坂祝町	恵那市 多治見市		
2	文	○29	コミュニティ・スクール導入等促進事業 ・取組の充実	補直	岐阜市	養老町			多治見市		
3	文	○29	首長部局等との協働による新たな学校モデル構築事業	委直	各務原市						
4	文	○29	少子化・人口減少社会に対応した活力ある学校教育推進事業	委直		安八町 (牧小)		白川町 御嵩町 (上之郷小)			
5	文	○29	地域提案型の学校を核とした地域力魅力化事業	委直	実 施 な し						

番	主催	年度	指 定 名 称	予算	岐 阜	西 濃	美 濃	可 茂	東 濃	飛 騨	
6	文	□24~29	教育研究開発事業	委					笠原小 笠原中		
7	文 県	□28~29	英語教育強化地域拠点事業 岐阜県英語教育イノベーション戦略 事業（拠点校区事業）	委	長良西小 長良中	中川小 小野小 星和中	安桜小 倉知小 瀬尻小 緑ヶ丘中	下米田小 美濃加茂 東中	三郷小 武並小 長島小 恵那西中	久々野小 久々野中	
8	文	□27~29	アクティブ・ラーニング指導法研修・開 発事業	委	岐大附小 岐大附中 徹明さくら小 陽南中						
9	文	○29	道徳教育の抜本的改善充実 道徳教 育地域支援事業 道徳教育パワーアッ プ実践校	委				旭小	瑞浪中		
10	文	□28~29	人権教育研究指定校事業	委	本田小						
11	文	□28~30	人権教育総合推進地域事業	委						清見中校区	
12	文	□28~29	外国人生徒学力向上総合支援事業	補				蘇南中 東濃高			
13	文	☆29~30	外国人児童生徒初期指導事業	補				ばら教室 KANI			
14	国	○29~30	教育課程研究指定校事業	執		日新中校区					
15	文	■27~28	環境のための地球規模の学習及び観 測プログラム（グループ）推進事業	執							
16	文	■28	幼稚園教育理解推進事業（中央協議会） ※H28、29年度は実施なし			大垣市 関ヶ原町			土岐市		
17	県	□28~29	幼児教育アクションプラン実践協力 地域	無	本巣市 （子育て）	垂井町 （特支）		七宗町 （接続）			
18	県	□28~29	人権教育協議会研究協力校（岐阜県 人権教育協議会）	執		大野南小 揖東中 大垣養老高					
19	県	☆29	ふるさと魅力体験事業	委	予定：各地区市町村立学校2校程度 県立特別支援学校						
20	県	○29	ふるさと教育 水と森に学ぶ推進事業 （恵みの森づくり推進課）	執		輪之内中		山之上小	阿木小		
21	県	□28~30	岐阜県愛鳥モデル校 （自然環境保全課）	執	八木山小	宮地小					
22	県	○29	緑と水の子ども会議 （恵みの森づくり推進課）	指	実 施 希 望 校：67校						
23	団	○29	人権推進校 （岐阜県方法務局人権擁護課）	委	笠松小	八幡小	三城小	八百津小	共榮小 飯地小	清見小	
24	団	○□29	金融・金銭教育研究校 （県金融広報委員会／県環境生活部 県民生活相談センター）	指		日吉小：H29			陶小：H28		
25	団	☆29	暮らしの安全モデル校 （県環境生活部県民生活相談センター）	指	長良西小 長良中						

(2) 教育研修課

番	主催	年度	指 定 名 称	予算	岐 阜	西 濃	美 濃	可 茂	東 濃	飛 騨
1	文 県	□28~29	外部専門機関と連携した英語指導力 向上事業	委						久々野小 久々野中 吉城高

(3) 学校安全課

番	主催	年度	指 定 名 称	予算	岐 阜	西 濃	美 濃	可 茂	東 濃	飛 驒
1		■28	いじめ対策等総合推進事業「幅広い外部専門家を活用していじめ問題等の解決に向けて調整し、支援する取組の促進」	直接委	岐阜市 (中核市)					
2		☆28~29	「魅力ある学校づくり」調査研究事業(県「いじめ・不登校等未然防止事業」)	委	羽島市					
3		☆28~29	児童生徒支援加配措置の実証的効果に関する調査研究	補	蘇原中 竹鼻中			美濃加茂 西中		

(4) 特別支援教育課

番	主催	年度	指 定 名 称	予算	岐 阜	西 濃	美 濃	可 茂	東 濃	飛 驒	
1	県	○29	小中学校発達障がい児童生徒支援事業	執			美濃小		中津川市 立東小		
2	県	○□29	早期からの一貫した教育支援体制構築事業	委		大垣市 養老町		八百津町			
3	県	○□29	交流圏を活かした居住地校交流促進事業	執	全 小 ・ 中 学 校						

(5) 体育健康課

番	主催	年度	指 定 名 称	予算	岐 阜	西 濃	美 濃	可 茂	東 濃	飛 驒
1	団	○29~30	生きる力をはぐくむ歯・口の健康づくり推進事業(日本学校歯科医会)	委			三城小			
2	団	□28~29	学校歯科保健推進指定校(岐阜県歯科医師会)	補	岐阜豊学校					
3	団	○29	岐阜県学校歯科保健研究大会(岐阜県歯科医師会)	補	岐阜市					
4	団	○29	岐阜県学校保健研究大会兼東海ブロック研究大会(岐阜県学校保健会)	補	海津市					
5	文	☆29	つながる食育推進事業	委						下呂小

＜高等学校＞

1 教育研究推進の趣旨

高等学校における学校運営及び教育指導における当面の課題について実践的に解明し、本県における高等学校教育の改善・充実に資する。

2 平成29年度文部科学省研究指定事業等

(1) スーパー・サイエンス・ハイスクール

学校名	研究領域	指定年度	研究主題
恵那高校	理数系教育	H29～H33	主体的な問題発見能力、論理的思考力と国際性を備えた科学技術系人材の育成
岐阜農林高校		H29	バイオ・食・農・環境分野の課題発見・解決ができる人材の育成

(2) スーパー・プロフェッショナル・ハイスクール

学校名	研究領域	指定年度	研究主題
大垣桜高校	産業人育成	H27～H29	社会の変化や産業の動向等に対応した、高度な知識・技能を身に付け、社会の第一線で活躍できる専門的職業人を育成する
岐阜工業高校		H28～H30	

(3) スーパーグローバルハイスクール

学校名	研究領域	指定年度	研究主題
大垣北高校	グローバル人材育成	H26～H30	大学や企業と連携し、体系的・系統的な「課題研究」を実施し、グローバル・リーダーとしての資質・能力を育成する

(4) 教育課程研究指定校事業

学校名	研究領域	指定年度	研究主題
岐阜卓務野高校	教育課程研究	H28～H29	情報科（専門教科）における教育課程の専門科目の授業実践を通して、確かな技術力の定着を図るための指導方法の研究

(5) 道徳教育の抜本的改善・充実に係る支援事業

学校名	研究領域	指定年度	研究主題
土岐紅陵高校	道徳教育	H29	道徳教育を先進的に実践し、その成果を普及する

(6) 英語教育強化地域拠点事業

学校名	研究領域	指定年度	研究主題
長良高校 大垣西高校	外国語教育	H29	小中学校と連携を図り、新学習指導要領の実施を促進する指導方法の実践研究を通してグローバル人材の育成を図る

3 スーパーグローバルハイスクール

(1) 目的

グローバル化に対応したコミュニケーション能力、問題解決力等の素養を身に付け、将来国際的に活躍できるグローバル・リーダーを育成する。

(2) 研究指定校及び研究テーマ

関高等学校

「清流の国ぎふ 欧州から学び地域の共生社会を創造するリーダー育成」

岐阜商業高等学校

地方創生を担うグローバル人材の育成

～ Development of global human resources who will carry local creation ～

多治見北高等学校

グローバル社会で活躍する「広い視野と大きな志」「高い学力と豊かな情報発信能力」を有する人材の育成

斐太高等学校

ヒダ・タカデミア

～高校生の手による地域振興プロジェクト～

(3) 内容

- ・地域の共生社会を創造するために解決しなければならない課題を、グローバルな視点から研究した上で、具体的な解決策を提案する。
 - ・各教科において、ICTを活用したアクティブ・ラーニングを積極的に導入し、課題研究と有機的に結び付けた授業を実践する。
 - ・大学と連携して、課題研究など主体的・協働的な学びを重視した取組をし、生徒の学習内容の適切な評価方法を研究する。
- ※なお、関高等学校は、平成27年度、国からスーパーグローバルハイスクールアソシエイト校として指定を受けている。

4 岐阜県英語教育イノベーション戦略事業

(1) 目的

小・中・高等学校を通じて、系統的・発展的に外国語による実践的なコミュニケーション能力の向上を図る教育を充実する。また、生徒が積極的に英語を使う機会の充実を図るとともに、自らの考えや意見を発信できる態度や実践的なコミュニケーション能力等を育成する。

(2) 研究指定校

・各務原高等学校 ・郡上高等学校 ・中津高等学校 ・吉城高等学校
(長良高等学校、大垣西高等学校は国指定)

(3) 内容

ア 小中高連携による英語教育革新プラン

- ・小中高それぞれに拠点校を指定し、小中高を通じた系統的な英語教育の在り方の実践研究
- ・小一中、中一高の円滑な接続を目指した学習到達目標CAN-DOリストの作成
- ・拠点校での研究授業、英語教員対象研究会の開催
- ・世界標準の外部検定試験を活用した授業改善

イ 英語で世界へ挑戦！プラン

- ・高校生を対象とした英語スピーチ大会の開催
- ・高校生を対象とした英語プレゼンテーション大会の開催
- ・高校生を対象とした、海外留学を模擬体験する英語キャンプの開催

5 キャリア教育アドバイザー配置事業

(1) 目的

高校生の社会的・職業的自立を促し、望ましい勤労観・職業観の育成を図るキャリア教育に関する支援体制を構築するため、キャリア教育に関する専門知識をもったキャリア教育アドバイザーを普通科高等学校を中心に配置し支援することで、県立高等学校におけるキャリア教育、就職指導を計画的、組織的に推進する。

(2) 配置校 20校（内6校は他校と兼務）

岐阜城北高等学校、山県高等学校、羽島高等学校、不破高等学校、郡上高等学校、関有知高等学校、八百津高等学校、東濃高等学校、瑞浪高等学校、恵那南高等学校、坂下高等学校、飛騨神岡高等学校、華陽フロンティア高等学校、東濃フロンティア高等学校

<兼務校>

岐阜各務野高等学校、加茂農林高等学校、加茂高等学校（定時制）、土岐紅陵高等学校、池田高等学校、吉城高等学校

(3) 内容（キャリア教育アドバイザーの職務）

- ・キャリア教育、就職指導における教職員へのノウハウの提供
- ・就職情報の収集及び生徒、保護者等への情報提供
- ・外部機関とのコーディネート（企業訪問等による新規求人開拓業務含む）
- ・面接指導、マナー指導、相談等、生徒への就職指導全般
- ・その他学校長がキャリア教育、就職指導において必要と認める業務

6 魅力ある高校づくりの推進

(1) 目的

少子化の進展による生徒数の減少や、高大接続改革、急速なグローバル化の進展など、高校を取り巻く教育環境が大きく変化しており、中長期的な将来を見据えた高等学校教育改革が求められている。

そのため、それぞれの高校が、育むべき生徒像や育成方針を明確に示し、生徒の夢や目標に合わせた選択が可能な、特色と魅力ある高校づくりを推進する。

(2) 事業概要

ア 次期学習指導要領を見据えたカリキュラム開発

- ・生徒自らが課題を発見し解決する探究型学習の開発
- ・大学入学者選抜の改革を踏まえ、一人一人の知識・技能や思考力・判断力・表現力等の能力を伸ばす指導の推進
- ・高校段階の基礎学力を強化する指導の推進

○研究指定校

岐阜北高等学校、岐山高等学校、多治見高等学校、各務原西高等学校、海津明誠高等学校

イ 学校活性化プロジェクト

[平成28年度]（平成29年度から「地域連携による活力ある高校づくりの推進」に移行）

- ・地元の市町村や企業等と一体になって、地域課題を踏まえた活力ある高校づくりを推進

○研究指定校

不破高等学校、郡上北高等学校、八百津高等学校、東濃高等学校、土岐紅陵高等学校、瑞浪高等学校、恵那南高等学校、坂下高等学校、高山工業高等学校、飛騨神岡高等学校

- ウ 国際的教育プログラム（国際バカロレア）導入調査
 - ・国際バカロレア導入による人材育成効果について調査研究
 - 研究指定校
 - 大垣北高等学校
- エ スーパーハイスクール各校の交流
 - ・スーパーハイスクール各校の生徒の意見交換や発表の場を設定し、生徒同士の連携を促進することにより、研究成果のより一層の発展を目指す
 - SSH研究指定校
 - 恵那高等学校、岐阜農林高等学校
 - SGH研究指定校
 - 大垣北高等学校、関高等学校、岐阜商業高等学校、多治見北高等学校、斐太高等学校
 - SPH研究指定校
 - 大垣桜高等学校、岐阜工業高等学校

7 専門高校生国際化推進事業

- (1) 目的

本県の地域産業である「ものづくり産業」や「サービス産業」の維持・発展に貢献する専門的な知識・技術と、異文化理解・国際感覚を有した職業人を育成する。
- (2) 研究指定校 4校
 - ・郡上高等学校 ・可児工業高等学校 ・土岐商業高等学校 ・海津明誠高等学校
- (3) 内容

経済のグローバル化が進展する社会において、地域経済や産業の国際化を身近なものとして捉えるために、海外での企業就労体験や留学生との交流、実践的な英語の授業を通して、外国語によるコミュニケーション能力を高め、国際感覚を涵養する。
- (4) 実践研究の例
 - ・郡上高等学校：ドイツミュンヘン地方を訪問し、先進的なフォレスト制度について学ぶとともに、都市環境整備や緑化関連事業を見学し森林資源の利用について学ぶ。また、卸売市場やその他の施設を見学し、ジビエの流通についても学ぶ。
 - ・可児工業高等学校：産業人としての国際感覚を身に付けることを目的に、地元有力企業の生産拠点であるタイ工場を訪問し、現地社員や海外の学生との交流を図る。
 - ・土岐商業高等学校：外部講師と英語教員と一緒に英語教材を作成し、基礎的な英語力の向上を図るとともに、グローバルな視点に立ち地域に貢献できる産業人を育成する。
 - ・海津明誠高等学校：外国人を雇用している地元企業の方から講話を受け、日本と諸外国の文化等の違いを理解させ、国際感覚を養う。

第2節 訪問指導

<幼・小・中・義務教育学校>

1 平成28年度の事業と実績

- (1) 学校支援課指導主事
 - ア 指定校等の訪問指導

指定の趣旨に即し、研究を推進するための学校訪問を重視する。
 - イ 研究団体の領域、支部育成のための指導

各部会の主体的な活動を強化し、研修の実績を高めるため、計画の段階から、その方針や施策について指導・助言し、研修意欲を盛り上げる。

ウ 幼稚園教育向上のための教員研修の重視

幼稚園教育の重要性に伴い、その教育に携わる教員の研修を重視する。

エ 人権教育推進のための教員研修の充実と地域の実情把握

(2) 教育事務所指導主事

学校支援課の訪問と一体となってその成果を高めるとともに、各管内の実情に応じた重点施策を設定して訪問指導をする。

2 平成29年度の重点と具体策

(1) 事業の目的

本事業の実施により、「小・中学校及び幼稚園教育指導の方針と重点」の具現を図るとともに、国や県の教育行政の重点諸施策を効果的に推進し、もって本県の教育水準の向上を図る。

学校支援課は、主として県内の市町村教育委員会、幼稚園、小学校及び中学校、義務教育学校の実態を把握して教育行政の諸施策に反映させる。

教育事務所教育支援課（以下「教育支援課」という。）は、主として管内の市町村教育委員会、幼稚園、小学校及び中学校、義務教育学校の教育活動の充実を図るとともに、教員の指導力の向上を図ることを目的として訪問を実施する。

(2) 事業内容

ア 指導訪問

(ア) 市町村教育委員会訪問

市町村教育委員会の職務内容のうち、学校教育に関する事項について必要な指導・助言又は援助を行う。また、各市町村教育委員会の方針と重点の策定等に当たって必要な指導・助言を行う。

(イ) 学校訪問

市町村教育委員会の要請等に基づき、幼稚園、小学校及び中学校、義務教育学校を訪問し、「方針と重点」に照らして、学校の抱えている諸課題に対して、具体的に指導・助言又は援助を行う。

指定校等の訪問に当たっては、当該校の主体的な取組を尊重しつつ、指定の趣旨に基づき、意図的、計画的な指導・助言又は援助を行う。

(ウ) 管理職等の教育団体への訪問

市町村教育委員会、校長会、教頭会等関係団体の要請に基づき訪問し、管理職としての教育指導力の充実・強化のために必要な指導・助言又は援助を行う。

学校支援課は、全県レベルの会を訪問することを原則とし、全県の動向や実態を把握することも兼ねる。

教育支援課は、管内、市町村レベルの会を訪問することを原則とする。

(エ) 市町村教育委員会、教育研究団体主催の研修事業訪問

要請に基づいて市町村教育委員会及び岐阜県小・中学校教育研究会が主催する研修事業において指導・助言を行う。

なお、学校支援課と教育支援課との分担は、(ウ)に準ずる。

(3) 事業の実施に当たって

ア 訪問事業の実施に当たっては、市町村教育委員会の要請に基づくことを原則とするが、教育事務所等の計画による訪問も実施する。

特に、学校訪問の内容・回数については、教育事務所としての施策の構想・展望に加えて指定校等の有無、その他の実情を勘案し、事前に市町村教育委員会と十分協議して決定する。

イ 学校訪問は、専門分野の指導・助言又は援助を通して、当該校の全体的な教育指導力の向上を図ることを主眼とする。

そのため、日程の組み方、研究会の運営等については、事前に市町村教育委員会及び当該校と連絡協議を深めておく。

ウ 幼稚園、小学校及び中学校、義務教育学校の主体的な取組を推進するために、訪問の在り方を工夫し、数少ない訪問の機会を効果的に生かすよう努める。

エ 国立大学附属学校、岐阜市の教育実習校等は、その使命から県内の教育界へ及ぼす影響を考慮し、訪問については教育事務所と十分連絡を取りあう。

オ 指定校等の訪問については、教育事務所が主体となって計画的に実施し、その回数は実態に応じて教育事務所で決定する。

<高等学校>

1 平成28年度の事業と実績

(1) 学校支援訪問

全日制・定時制・通信制の公立高等学校を対象に、学校の教育目標の具現に徹する学校経営と一人一人に「生きる力」を育む指導を推進するため、校長等との懇談や授業参観、授業研究、教育活動全般の参観を通して実態を把握し、今後の施策に生かすとともに、学校組織やその運営方法の改善、教科等の指導の充実に向けての支援を行った。要請訪問については、各学校からの要請を受け、それぞれの教育上における課題の解決のための支援を行った。

2 平成29年度の重点と具体策

(1) 学校支援訪問

ア 訪問の趣旨

学校の教育目標の具現に徹する学校経営と一人一人に「生きる力」を育む指導を推進するため、校長等との懇談や授業参観、授業研究、教育活動全般の参観を通して実態を把握し、今後の施策に生かすとともに、学校組織やその運営方法を改善し、教科指導、HR活動、総合的な学習の時間、生徒指導、進路指導等を充実することにより、自校の抱える課題を解決できるよう指導・援助を行う。

イ 訪問の概要

① 基本方針

全日制・定時制・通信制の公立高等学校を対象に、計画訪問及び要請訪問を実施する。

② 訪問の形態・方法等

(ア) 計画訪問では、全ての公立高等学校を、3年に1回計画的に訪問し、学校組織及びその運営方法の改善並びに教科指導、HR活動、総合的な学習の時間、生徒指導、進路指導等の充実を図るための指導・援助を行う。

(イ) 要請訪問では、学校の主体性を重んじ、学校組織及びその運営方法の改善や教科指導、HR活動、総合的な学習の時間、生徒指導、進路指導等の充実を図るための訪問を、各学校からの要請に応じて行う。

第3節 教育課程講習会

1 小・中学校

平成29年度教育課程講習会

ア 目的

新学習指導要領の趣旨や内容の適切な理解を図り、移行期間中の教育課程の実施に生かす。

イ 主催

岐阜県教育委員会、市町村教育委員会

ウ 参加者

小・中学校とも各教育事務所管内の全教育職員（校長を含む。）の3分の1程度とする。

エ 実施方針

- ・3か年計画の第1年次とする。
- ・教育事務所ごとに、1日の日程で実施する。
- ・教育事務所ごとに地区講習会の実施計画を作成し、効果的な運営を図る。

＜教育事務所ごとの実施期日＞

教事\校種		小学校	中学校	教事\校種		小学校	中学校
岐阜	岐阜市	7/26	7/27	西濃	7/28	8/1	
	岐阜市外	7/26	7/31				
美濃		7/27	7/25	可茂	7/27	7/25	
東濃		7/25	7/26	飛騨	7/28	7/27	

オ 部会

管理職を対象とする学校経営部会、各教科部会、道徳部会、外国語活動部会（小学校のみ）、総合的な学習の時間部会、特別活動部会、特別支援教育部会を基本とする。（部会は、各教育事務所の実態に応じて決定する）

2 高等学校

(1) 平成28年度高等学校教育課程講習会・研究会

高等学校学習指導要領について、その趣旨の徹底及び必要な研究協議を行うとともに、高等学校の教育課程の実施に伴う指導上の諸問題を研究協議してその解明を図り、高等学校教育の改善充実を図るために実施した。平成28年度の参加者は817人で、公立高等学校の教員のほか、私立学校関係者も参加した。

ア 主催 岐阜県教育委員会、岐阜県高等学校教育研究会

イ 参加者 各教科担当者のうち、公立高等学校においては、全教員の約4分の1が参加した。

また、私立学校からは適宜参加した。

ウ 期 日 8月18日（木）・19日（金）の2日間

エ 部会、会場及び参加者数（公立・私立を含む）

部 会	会 場	参加者数（人）
総則・特別活動	岐南工業高等学校	76
国 語	中部学院大学	82
地理歴史・公民	岐阜総合学園高等学校	76
数 学	岐阜女子大学	79
理 科	各務原高等学校	66
保 健 体 育	長良川スポーツプラザ	105
外 国 語	岐阜県立看護大学	99
芸 術	総合教育センター	30
生 活 産 業	国際たくみアカデミー	43
情 報	岐阜各務野高等学校	18
農 業	岐阜農林高等学校	28
工 業	岐阜工業高等学校	51
商 業	岐阜商業高等学校	64

オ 講 師

学校支援課、教育研修課等関係指導主事及び高等学校教育研究会関係部会長等が当たった。

(2) 平成29年度教育課程講習会・研究会の実施計画

ア 目 的

学習指導要領の趣旨を確認するとともに、その趣旨が各教科等の授業に反映されるよう指導上の諸課題について研究協議し、教員の指導力の向上に資する。

イ 主 催 岐阜県教育委員会

ウ 参 加 者 各教科担当教員のうち約230人

エ 期日・会場 8月17日（木）

オ 研究部会 国語、地理歴史・公民、数学、理科、保健体育、芸術、外国語、生活産業、農業、工業、商業

カ 講 師 学校支援課、教育研修課等関係指導主事及び県教育委員会が依頼する者。

3 特別支援学校

平成29年度特別支援学校教育課程研究協議会

ア 目 的

特別支援学校教育課程に関する研修を実施することにより、教職員の指導力の向上を図り、特別支援学校教育の改善・充実に資する。

イ 主 催

岐阜県教育委員会

ウ 参 加 者 特別支援学校教員のうち約200人

エ 期日・会場

7月26日（水）岐阜本巣特別支援学校・7月27日（木）関特別支援学校・7月28日（金）可茂特別支援学校

オ 講 師

特別支援教育課の指導主事及び県教育委員会が推薦した者とする。

第4節 年間研修計画

1 平成29年度幼・小・中・義務教育学校研修事業の運営

(1) 学校支援課

番号	名称	事業の運営及び留意点	対象	期日	会場
1	へき地・複式教育研修会	<ul style="list-style-type: none"> ・へき地・複式教育に携わる初任教員及びへき地・複式教育や少人数指導等について学ぶ意欲のある教員を対象とする。(へき地・複式の学校勤務でない教員6年目以内の教員も可、希望者) ・各教育事務所の実情に応じた同数を実施する。 	へき地・複式学校に初めて勤務する教員等	1日	教育事務所で定める
2	小学校教育課程研究協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度から3年計画で行う。(1年次) ・参加者は小中とも各教育事務所管内全教育職員の3分の1程度とする。 ・学習指導要領の趣旨を踏まえた実践が充実するよう配慮する。 	教育事務所で定める	1日	教育事務所で定める
3	中学校教育課程研究協議会		教育事務所で定める	1日	教育事務所で定める
4	幼稚園教育課程講習議会	<ul style="list-style-type: none"> ・参加者は公立幼稚園全教員(園長含む)の3分の1程度 ・夏季休業中に行う。 ・各地区の実情に応じて、希望する学校法人立幼稚園の教員、保育行政担当者、保育所の保育士の参加を受け入れる。 	公・私立幼稚園教諭の該当者、希望する保育士	1日	[岐阜・飛騨] [西濃] [可茂・美濃・東濃]
5	教科書無償給与事務連絡会	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村及び希望する学校の担当者が参加する。 	市町村及び学校の担当者	半日	教育事務所で定める

(2) 特別支援教育課

番号	名称	事業の運営及び留意点	対象	期日	会場
1	教育支援地区研究協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援教育に対する具体的な理解、障がいのある子ども及びその保護者に対する就学相談、就学支援等の進め方を協議する。 ・地区によっては、地区特別支援教育連携協議会と同日開催とする。 	市町村の教育支援担当者	半日を2回	教育事務所で定める
2	特別支援教育コーディネーター研修会	<ul style="list-style-type: none"> ・発達障がいを含めた障がいのある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応できるように、特別支援教育コーディネーターとして必要な知識や情報の習得と実践力を身に付ける。 	新任及び未受講の特別支援教育コーディネーター(幼・小・中・義・高・特)	原則半日を2回	教育事務所で定める

(3) 学校安全課

番号	名 称	事業の運営及び留意点	対 象	期日	会 場
1	学 校 安 全 講 習 会	<ul style="list-style-type: none"> 生活安全、交通安全、防災教育等について、安全管理・安全教育及び管理職としての危機管理対応の内容について研修する。 今年度は、「生活安全」と「災害安全」を重点に研修する。 生活安全については、ネット犯罪の現状とその対応について研修する。 災害安全については、アンケートを用いた現状の把握と、課題解決に向けた防災教育の進め方を学ぶ。 教育事務所ごとで実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 管内公立の幼稚園、小・中・高等学校及び特別支援学校の教頭・市町村教育委員会担当者 1人 	1日	5月15日(月) 恵那総合庁舎 5月17日(水) 可茂総合庁舎 5月23日(火) 飛騨総合庁舎 5月30日(火) 大垣市情報工房 6月2日(金) 各務原市産業文化センター
2	学 校 防 災 支 援 事 業	<ul style="list-style-type: none"> 災害時に、学校の最も大切な役割である早期再開、教育活動の正常化を図るため、避難所の様子や学校再開に向けた取り組みを学び、1か月で学校を再開する方法を考える。 	学校の防災担当者及び防災教育に関心のある教員	1日	総合教育センター
3	情報モラル指導者養成講座	<ul style="list-style-type: none"> 情報モラル教育を推進するための指導者の養成を行う。 最新の身近なネットトラブルを知り、情報モラル教育に関する講話を行うときに大切にすべきポイントを学び、講話の実践を通して指導者としての指導力を高める。 	各地区において指導的立場として活躍が期待できる教員	2.5日	総合教育センター
4	小・中学校 新任生徒指導 主 事 講 座	<ul style="list-style-type: none"> 生徒指導主事の職務、生徒指導上の問題への対応についての研修を行う。 各教育事務所にて運営に当たる。 	新任生徒指導主事	半日	教育事務所で定める
5	小・中生徒指導 主事連絡協議会 主 事 講 座	<ul style="list-style-type: none"> 生徒指導主事としての任務の理解と管内における取組及び諸問題について協議・交流を行う。 各教育事務所において運営に当たる。 	小中生徒指導主事	半日	教育事務所で定める
6	小・中・高生徒 指導連携強化 委 員 会	<ul style="list-style-type: none"> 地域の実態に応じた具体的な連携方法を協議研究し、生徒指導体制の強化を図る。 幼・保の園長、小・中・義・高の校長等、市町村教委関係者及び関係諸団体(含PTA)の代表で構成する。 「子どもを地域で守り育てる県民運動推進会議」を兼ね、「地域ぐるみの教育ネットワークづくり」、「あったかい言葉かけ運動」等に取り組む。 各教育事務所において運営に当たる。 	生徒指導関係者	3日	教育事務所で定める

番号	名 称	事業の運営及び留意点	対 象	期日	会 場
7	生徒指導推進会議	・県内の学識経験者や青少年育成団体のリーダー、PTA、教育行政関係者等が協働し、思いやりのある人間関係づくりを目指す取組を行うことができるよう協議する。	生徒指導関係者	2日程度	県で定める

(4) 体育健康課

番号	名 称	事業の運営及び留意点	対 象	期日	会 場
1	小学校体育実技講習会	・各運動種目の効果的な指導の在り方について研修する。 ・中央講習会参加者の伝達講習として実施する。 ・以下の実施種目を行う。 岐阜・美濃・可茂・東濃：ボール運動 西濃：水泳 飛騨：体づくり運動	体育主任、又はそれに準ずる者（各校1～2名）	2日 注）内1日は 自校での伝達	教育事務所で定める
2	中学校体育実技講習会	・西濃・飛騨地区において、「体づくり運動」における指導内容の理解と実技による指導方法の講習会を実施する。	各校体育担当教員（1～2名程度）	2日	教育事務所で定める
3	高等学校体育実技講習会	・高等学校の保健体育担当教員に対して、学校体育実技（剣道）の指導方法を取り扱う。	高校体育担当教員（公立：各校1名 私立：希望者）	各1日	県で定める
4	武道指導講習会	・中学校及び高等学校の保健体育担当教員のうち武道の指導経験の浅い教員（希望者）を対象とする。 ・初めて武道を経験する生徒への指導方法等を中心に実技研修を実施する（剣道）。 ・県内全地区を対象とする。	中学校及び高等学校の保健体育担当教員の希望者	1日	県で定める
5	ダンス講習会	・中学校及び高等学校の保健体育担当教員のうちダンスの指導経験の浅い教員（希望者）を対象とする。 ・初めてダンスを経験する生徒への指導方法等を中心に実技研修を実施する。 ・県内全地区を対象とする。	中学校及び高等学校の保健体育担当教員の希望者	1日	県で定める
6	運動部活動指導者研修会	・指定する5種目（卓球・ソフトボール・ハンドボール・バスケットボール・女子バレーボール）について、指導経験の浅い教員を対象に、効果的な指導方法を研修する。 ・県内全地区を対象とする。	中学校、高等学校及び特別支援学校の希望者	各1日	県で定める

番号	名 称	事業の運営及び留意点	対 象	期日	会 場
7	保健安全講習会	<ul style="list-style-type: none"> 健康教育の現状と課題を踏まえ、保健主事の役割について研修する。 養護教諭の専門性及び求められる資質について研修する。 	小・中・義務教育学校の養護教諭	半日	教育事務所で定める
8	性に関する指導指導者研修会	<ul style="list-style-type: none"> エイズ、性に関する指導についての正しい理解と教育の在り方を内容とする。 美濃・可茂地区で実施する。 	小・中・義務教育・高・特別支援学校の担当者(各校1名)	半日	教育事務所で定める
9	薬物乱用防止教室講習会	<ul style="list-style-type: none"> 「薬物乱用防止対策」の現状と課題、指導の在り方の研修をする。 教職員の危機意識を高める。 	小・中・義務教育・高・特別支援学校の関係職員、学校薬剤師等の希望者	半日	県で定める
10	市町村教育委員会・県立学校学校給食担当者会	<ul style="list-style-type: none"> 国や県の学校給食に関する事業概要の説明等により、給食管理及び食に関する指導の在り方を内容とする。 衛生管理の徹底等について研修する。 	市町村教育委員会及び県立学校の学校給食担当者1～2名	半日	県で定める
11	栄養教諭・学校栄養職員研修会	<ul style="list-style-type: none"> 給食管理・衛生管理の徹底を図る。 学校給食を生きた教材として活用した食に関する指導の在り方について研修する。 	栄養教諭及び学校栄養職員	1日	県で定める

(5) 教育研修課

番号	名 称	事業の運営及び留意点	対 象	期日	会 場
1	幼稚園等新規採用教員研修	<ul style="list-style-type: none"> 教育公務員特例法第23条及び附則抄第4条の規定に基づき、関係通知(通達文及び幼稚園等新規採用教員研修に関する文部省モデル)を踏まえて実施する。 学校支援課に設置されている「幼児教育チーム」や私学振興・青少年課、子育て支援課と連携を密にして研修を行う。 就学前教育と小学校教育の連携を推進するため、私立幼稚園・公私立認定こども園の教員も対象とする。 園内研修は、園長・研修指導員(公立)、園長等(私立)により行う。 	<p>公・私立幼稚園等の新規採用教員</p> <p>※保育所で1年以上の経験がある者は任命権者の判断で除く。</p>	<p>園内</p> <p>10日</p> <p>園外</p> <p>10日</p>	<p>総合教育センター4日</p> <p>教育事務所3日</p> <p>中池自然の家2泊3日</p>

番号	名 称	事業の運営及び留意点	対 象	期日	会 場
2	初任者研修 (小・中学校)	<ul style="list-style-type: none"> ・教育公務員特例法第23条の規定に基づき、関係通知〈通達文及び初任者研修実施要項都道府県〉を踏まえて実施する。 ・教員としての責任と使命感や、幅広い知見を身につける。 ・「求められる教師像」「社会人のマナー」「教師の服務と使命」「発達障がいの理解と対応」「メンタルヘルス」「情報モラル教育(コンプライアンス)等の内容を設定する。 ・「初任者研修の手引(指導者用)」に掲載した実施要項や計画書を基に実施をする。 ・初長連は年1回、初指連は年2回を原則として、管内の実情に応じて実施する。 ・連携校研修においては可能な範囲で教育事務所指導主事が出向き、指導を行う。 ・小学校教諭「特別支援学級・通級指導教室枠採用の初任者」は、事務所研修の内の3日間を、「特別支援学級(小)・通級指導教室(小中)新任担当教員研修」を受講する。 	初任者	校内 180時間 校外 19日	総合教育センター (TV会議) 3日 教育事務所 8日 市町村教委 4日 乗鞍青少年交流の家 3泊4日
3	岐 阜 県 型 初任者研修 「スタートアップ ・プラン」(小)	<ul style="list-style-type: none"> ・教育公務員特例法第23条の規定に基づき、関係通知〈通達文及び初任者研修実施要項都道府県〉を踏まえて実施する年間の「初任者研修(小・中学校)」に加えて実施する。 ・「岐阜県型初任者研修」に掲載した「新規研修プラン」を基に実施する。 <p>【主な研修内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・勤務校では、所属学級の副担任として教科指導や学級経営について知識やスキルの習得と、実践を通した研修を実施する。 ・スペシャリスト実地研修。 (教科指導、生徒指導、教育相談、特別支援教育等について学ぶ) ・金曜日：総合教育センター研修。(教科指導、学級経営の基礎、教師の使命感等について学ぶ) ・「スタートアップ・プラン」センター校研修。 	初任者の内、 小学校に配置 された直採者	1年間	総合教育センター 7日 その他研修プログラムによる。

番号	名 称	事業の運営及び留意点	対 象	期日	会 場
4	新 規 採 用 養護教諭研修	<ul style="list-style-type: none"> ・実践的指導力と教育公務員としての使命感を養うとともに、幅広い知見を身に付ける。 ・校内研修の指導者は、原則として養護教諭の退職者で、校内研修指導者としての資質を有する者とする。 ・配置校校長、校内研修指導者会議を実施する。 	新規採用 養護教諭	校内 15日 校外 12日	(小中) 総合教育センター5日 教育事務所 3日 乗鞍青少年交流の家 3泊4日 (高特) 総合教育センター8日 乗鞍青少年交流の家 3泊4日
5	新 規 採 用 栄養教諭研修 (任用替)	<ul style="list-style-type: none"> ・実践的指導力と教育公務員としての使命感を養うとともに、幅広い知見を身に付ける。 ・校内研修は、配置校において研究授業及び授業研究会を行う。 ・校外研修は、教育センター2日間、研修会場1日、研究授業会場校で1日の研修を行う。 ・実施要項は体育健康課と協議の上、作成する。 ・新規採用栄養教諭配置校校長連絡協議会は、事務所ごとに初長連・初指連と同一日に行う。 	新規採用 栄養教諭 (任用替)	校内 1日 校外 4日	総合教育センター 2日 研修会場 1日 研究授業会場 1日
6	新 規 採 用 栄養教諭研修 (新卒者)	<ul style="list-style-type: none"> ・実践的指導力と教育公務員としての使命感を養うとともに、幅広い知見を身に付ける。 ・校内研修は、配置校において研究授業及び授業研究会を行う。 ・校内研修には、職場での研修を含む。 ・校外研修は、教育センター3日間、宿泊研修4日間、研究授業会場1日の研修を行う。 ・実施要項は体育健康課と協議の上、作成する。・配置校校長、指導者連絡会議を実施する。 	新規採用 栄養教諭 (新卒者)	校内 15日 校外 8日	総合教育センター 3日 研究授業会場 1日 乗鞍青少年交流の家 3泊4日

番号	名 称	事業の運営及び留意点	対 象	期日	会 場
7	2 年 目 研 修 (小・中学校)	<p>[小学校]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校において指導する教科指導の基礎・基本を確実に身に付ける。 ・「学級における安全指導」(コンプライアンス)の内容を設定する。 ・校外研修(センター研)は、A教科(国語、算数、社会、理科、生活、外国語活動)より1教科、B教科(音楽、図画工作、家庭、体育)より1教科を選択し、各1日(計2日)の研修を行う。 <p>※専門教科を必ず選択する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校外研修(教育事務所研)は、2年目教員による研究授業、実践事例等、具体的な事例を基にした研修を実施し、学級経営についての実践的指導力を身に付ける。 <p>[中学校]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専門教科や学級経営における指導の基礎・基本を確実に身に付ける。 ・「学級における安全指導」(コンプライアンス)の内容を設定する。 ・校外研修(センター研)は、専門教科の教科指導研修(1日)と、学級経営研修(1日)を受講する。 ・校外研修(教育事務所研)は、2年目教員による研究授業、実践事例等、具体的な事例を基にした研修を実施し、学級経営についての実践的指導力を身に付ける。 	2年目教員 ※平成24年度以降初任者研修を受講したもので、平成29年4月1日で教職経験が満1年を経過した教員	校内 2日 校外 1日	<p>[小学校] (県内3会場) 2日 岐・美→総合教育センター 東・可・飛→国際たくみアカデミー 西→総合教育センター 教育事務所 1日</p> <p>[中学校] 総合教育センター 2日 教育事務所 1日</p>
8	3 年 目 研 修 (小・中学校)	<ul style="list-style-type: none"> ・学級経営や学習指導の基礎・基本を確実に身に付ける。 ・「情報モラル指導」「ICTを活用した実践的指導力の向上」(コンプライアンス)の内容を設定する。 ・校外研修は、総合教育センターを会場として情報に関する研修1日と、総合教育センター、国際たくみアカデミー、恵那総合庁舎を会場として特別支援教育に関する研修1日の、計2日間行う。 ・校内研修では、学習指導とICT活用に関する研修を行う。 	3年目教員 ※教職経験が満2年を経過した教員及び前年度までの該当者で当研修を未受講の教員		総合教育センター等 2日

番号	名 称	事業の運営及び留意点	対 象	期日	会 場
9	4 年 目 研 修 (小・中学校)	<ul style="list-style-type: none"> ・教科等における指導の基本的な考え方を理解するとともに、実践的な指導力を身に付ける。 ・「学級における安全指導」(コンプライアンス)の内容を設定する。 [校外研修] [小学校] <ul style="list-style-type: none"> ・校外研修(センター研)は、A教科(国語、算数、社会、理科、生活、外国語活動)より1教科、B教科(音楽、図画工作、家庭、体育)より1教科を選択し、各1日(計2日)の研修を行う。 ※専門教科を必ず選択する。 [中学校] <ul style="list-style-type: none"> ・専門教科の教科指導研修(1日)と、学級経営研修(1日)の計2日を受講する。 	4 年目教員 ※平成22年度以降の初任者研修を受講した者で、平成29年4月1日で教職経験が満3年を経過した教員及び前年度の該当者で当該研修を未受講の教員	校外 2 日	[小学校] (県内3会場) 岐・西→ 総合教育センター 美・可・飛→ 国際たくみアカデミー 東→ 恵那総合庁舎 [中学校] 総合教育センター2日
10	6 年 目 研 修 (小・中学校)	<ul style="list-style-type: none"> ・専門的な知識や実践的指導力を身に付けるとともに、教育公務員としての使命感や学校組織の一員としての自覚を高める。 ・「ICT活用と情報モラル」(コンプライアンス)の内容を設定する。 ・校外研修は3日間行う。1日は総合教育センターで全体に関わる研修(学習指導、各種教育活動及びメンター養成研修、教員のライフプランに関する研修)を行う。残り2日間は教科教育に関わる研修をそれぞれ教育センター及び岐阜大学で行う。 ・校内研修では、特別活動、教科指導、生徒指導に関する研修を行う。 	6 年目教員 ※教職経験が満5年を経過した教員及び前年度までの該当者で当該研修を未受講の教員	校内 5 日 校外 3 日	総合教育センター等 2日 岐阜大学 1日
11	6 年 目 研 修 (養護教諭)	<ul style="list-style-type: none"> ・専門的な知識や実践的指導力を身に付けるとともに、教育公務員としての使命感や学校組織の一員としての自覚を高める。 ・校内研修については、指導案を作成して保健教育の研究授業を実施する。実施した研究授業の指導案を提出することで報告書とする。 ・校外研修4日間のうち、2日間は総合教育センターで全体研修を行い、1日は選択研修会場で12年目研修と合同で実施、1日は主として岐阜大学で健康相談にかかわる研修を実施する。 	6 年目養護教諭 ※教職経験が満5年を経過した養護教諭及び前年度までの該当者で当該研修を未受講の養護教諭	校内 1 日 校外 4 日	総合教育センター 2日 選択研修会場 1日 岐阜大学 1日

番号	名 称	事業の運営及び留意点	対 象	期日	会 場
12	6 年 目 研 修 (栄 養 教 諭)	<ul style="list-style-type: none"> ・専門的な知識や実践的指導力を身に付けるとともに、教育公務員としての使命感や学校組織の一員としての自覚を高める。 ・校内研修については、指導案を作成して食に関する指導の研究授業を実施する。実施した研究授業の指導案を提出することで報告書とする。 ・校外研修3日間のうち、総合教育センターで行う全体研修を1日、岐阜大学教育学部で行う個別的な相談活動に関わる研修1日、地区別の公開授業代表者による研修を1日実施する。 	6年目栄養教諭 ※教職経験が満5年を経過した栄養教諭及び前年度までの該当者で当研修を未受講の栄養教諭	校内 1日 校外 3日	総合教育センター 1日 岐阜大学 1日 選択研修会場 1日
13	12 年 目 研 修 (幼 稚 園 等)	<p>[中堅教諭等資質向上研修]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育公務員特例法第24条の規定に基づき実施する。 ・個々の能力、適性に応じた一年間の研修を通して、中堅教員としての指導力や教育公務員としての自覚を高める。 ・学校支援課に設置されている「幼児教育チーム」や私学振興・青少年課、子育て支援課との連携を密にして研修を行う。 ・就学前教育と小学校教育の連携を推進するため、私立幼稚園・公私立認定こども園の教員も対象とする。 ・当該年度に教員免許更新講習を受講する教員は、前年度に本研修を受講することができる。 	12年目教員 ※原則、教職経験が満11年を経過した教員及び前年度までの該当者で当研修を未受講の教員	園内 10日 園外 8日	総合教育センター 3日 選択研修会場 5日

番号	名 称	事業の運営及び留意点	対 象	期日	会 場
14	12年目研修 (小・中学校) [中堅教諭等 資質向上研修]	<ul style="list-style-type: none"> ・教育公務員特例法第24条の規定に基づき実施する。 ・個々の能力、適性に応じた一年間の研修を通して、学習指導の力、生徒指導の力及び経営・分掌を推進する力を高めるとともに、教育公務員としての使命感や学校組織の一員としての自覚を一層高める。 ・「情報管理の在り方」「アンガーマネジメント」(コンプライアンス)の内容を設定する。 ・「共通研修」は、4日間行う。2日間は総合教育センターで中堅教諭としての資質や能力の向上を図る研修(カリキュラムマネジメント研修, 中堅教諭のライフプランに関する研修等)、2日間は教育事務所で教科等の専門性や実践力を向上させる研修を行う。 ・「選択研修」は、選択の幅を広げるとともに、選択研修6日間のうち、2日を地域貢献活動に充てる。また、県や市町村教育委員会(総合教育センター等)が主催する講座を積極的に受講する。 ・当該年度に教員免許更新講習を受講する教員は、前年度に本研修を受講することができる。 	12年目教員 ※原則、教職経験が満11年を経過した教員及び前年度までの該当者で当研修を未受講の教員	校内 20日 校外 10日	総合教育センター 2日 教育事務所 2日 選択研修会場 6日
15	12年目研修 (養護教諭) [中堅教諭等 資質向上研修]	<ul style="list-style-type: none"> ・個々の能力・適正に応じて、健康教育や相談活動等に関する指導力の向上を図るとともに、教育公務員としての使命感や学校組織の一員としての自覚を高める。 ・校内研修を5日間行い、指導者は、原則として管理職とする。 ・校外研修の7日間のうち、3日間は総合教育センターで全体研修(養護教諭の職務、保健室経営等)を行い、4日間を「個々の課題に基づいた研修(選択研修)」に充てる。 ・当該年度に教員免許更新講習を受講する教員は、前年度に本研修を受講することができる。 	12年目養護教諭 ※原則、教職経験が満11年を経過した養護教諭及び前年度までの該当者で当研修を未受講の養護教諭	校内 5日 校外 7日	総合教育センター 3日 選択研修会場 4日 (内1日は指定日とし、6年目養護教諭と合同研修)

番号	名 称	事業の運営及び留意点	対 象	期日	会 場
16	12年目研修 (学校栄養職員) [中堅教諭等 資質向上研修]	<ul style="list-style-type: none"> ・個々の能力・適正に応じて、健康教育や相談活動等に関する指導力の向上を図るとともに、教育公務員としての使命感や学校組織の一員としての自覚を高める。 ・校内研修を5日間行い、指導者は、原則として管理職とする。 ・校外研修は、教育センターで1日と、「学校教職員全体で取り組む食に関する指導の講座」(1講座)を受講する。 ・選択研修として社会体験研修や専門機関における研修等を5日間行う。 ・当該年度に教員免許更新講習を受講する教員は、前年度に本研修を受講することができる。 	12年目 学校栄養職員 ※原則、勤務経験が満11年を経過した学校栄養職員及び前年度までの該当者で当研修を未受講の学校栄養職員	校内 5日 校外 7日	研修会場 2日 選択研修会場 5日
17	新任校長 研 修	<ul style="list-style-type: none"> ・「第2次岐阜県教育ビジョン」に基づき、新任校長として、岐阜県の教育行政上の基本事項を理解するとともに、組織を動かしたり危機に的確に対応したりするマネジメント能力の伸長を図り、学校経営に必要な資質や能力を育む。 ・「管理職としての資質向上」「人材育成」「学校保健と危機管理」「学校安全と危機管理」「保護者、地域連携の推進」「特別支援教育の推進」「人権教育」「危機管理(リスクマネジメント)」「メンタルヘルス」「学校組織マネジメント(基礎編)」「コンプライアンス」等の内容を設定する。 ・「学校組織マネジメント(基礎編)」や「危機管理(リスクマネジメント)」等、内容の一部を、高等学校の新任校長研修と合同開催とする。 ・「危機管理(リスクマネジメント)」では、事例を基にしなが、具体的なマスコミ対応の演習(報道発表資料の作成・模擬記者会見等)を実施する。 	新任校長 ※平成29年度における新任校長及び前年度までの該当者で当研修を未受講の校長(岐阜市を含む)	校外 2日	総合教育センター

番号	名 称	事業の運営及び留意点	対 象	期日	会 場
18	2 校 目 校 長 研 修	<ul style="list-style-type: none"> ・「第2次岐阜県教育ビジョン」に基づき、2校目の校長として、教育活動の質的な改善を目指し、教育活動の組織化をリードするとともに、学校が直面する様々な課題に的確に対応し、保護者や地域から信頼される学校経営を推進するための資質や能力の育成を図る。 ・「グローバル人材の育成と今後の教育」「学校組織マネジメント」「危機管理(リスクマネジメント)」「コンプライアンス」等の内容を設定する。 ・「学校組織マネジメント(充実編)」や「危機管理(リスクマネジメント)」等、内容の一部を、高等学校の校長研修と合同開催とする。 ・「危機管理(リスクマネジメント)」では、事例を基にしながら、具体的な演習を実施する。 	2校目校長 ※平成29年度、学校からの異動により、校長として2校目の勤務となった者(岐阜市を含む)	校外 2日	総合教育センター
19	新 任 教 頭 研 修	<ul style="list-style-type: none"> ・新任教頭として、岐阜県の教育行政上の基本的事項を理解するとともに、校長を補佐し、保護者や地域から信頼される学校経営を推進するために必要な資質や能力を育む。 ・「人材育成」「職場のメンタルヘルス」「学校の経理事務」「家庭教育学級の充実」「学校保健と危機管理」「学校安全と危機管理」「アンガーマネジメント(コンプライアンス)」「特別支援教育」「情報モラル」「学校組織マネジメント」等の内容を設定する。 ・「学校経理事務」は事務職員部会と、「メンタルヘルス」は教職員課との連携を図って講話を設定する。 ・「アンガーマネジメント研修」として、教員の体罰の根絶に向けて、校内における指導等、具体的な実践をもとにした講義を位置付ける。 ・「情報モラル教育研修」として、PCや携帯電話・スマートフォンに加え、SNSについても研修する。 	新任教頭 ※平成29年度における新任教頭及び前年度までの該当者で当研修を未受講の教頭(岐阜市を含む)	校外 2日	総合教育センター
20	2 校 目 教 頭 研 修	<ul style="list-style-type: none"> ・2校目教頭として、自校の教職員の組織化を図ったり、危機に的確に対応したりする力量の向上を図り、将来の校長候補として学校経営に必要な資質や能力の基礎を育む。 ・「学校組織マネジメント」「リスクマネジメント(法規を踏まえた危機管理)」「コンプライアンス」の内容を設定する。 	2校目教頭 ※平成29年度、学校からの異動により、教頭として2校目の勤務となった者(岐阜市を含む)	校外 1日	総合教育センター

番号	名 称	事業の運営及び留意点	対 象	期日	会 場
21	新任部主事 研 修	<ul style="list-style-type: none"> 岐阜県立特別支援学校管理規則第15条に定める「部の校務をつかさどる」の職務が適正に執行できるよう、実務向きの研修内容に見直しを図るとともに、実践交流においては特別支援学校経験者の本研修受講修了済部主事を助言者として招聘する。 他校のより良い実践を、早期に部運営へ生かせるよう、第2回目の学部マネジメントに関する実践交流の実施日を、7月に実施する。 「合理的配慮」(コンプライアンス)の内容を設定する。 	新任部主事 ※平成29年度における新任部主事及び前年度までの該当者で当研修を未受講の部主事	校外 2日	総合教育センター
22	新任主幹教諭 研 修	<ul style="list-style-type: none"> 主幹教諭の役割について理解するとともに、生徒指導、特別支援教育、へき地教育、多文化共生に関わる学校の課題に対して組織的かつ機動的な解決に導くための研修を深め、校種や地域をまたいだ複数の学校での指導に対応できる資質や能力の向上を図る。 校外研修2日間の内、1日目は総合教育センター、2日目は岐阜大学教職大学院にて行う。 岐阜大学教職大学院では「スクールリーダーユニット」を受講する。 	新任主幹教諭	校外 2日	総合教育センター 岐阜大学
23	新任教務主任 研 修	<ul style="list-style-type: none"> 教育の今日的課題や教育計画の立案等の教務に関する事項についての研修をすることで、教務主任としての資質や能力の向上を図る。 教務主任の実践発表を位置付ける。 新任の教務主任が抱える課題を解決する研修を位置付ける。 「教育法令」(コンプライアンス)の内容を設定する。 校外研修2日間の内、1日目は総合教育センター、2日目は岐阜大学教職大学院にて行う。 岐阜大学教職大学院では「スクールリーダーユニット」を受講する。 	新任教務主任 ※平成29年度における新任教務主任及び前年度までの該当者で当研修を未受講の教務主任	校外 2日	総合教育センター 岐阜大学
24	特別支援学級・ 通級指導教室 新任担当教員 研 修	<ul style="list-style-type: none"> 校外研修3日間の内、1日目は、小(特学・通級)、中(特学・通級)、特別支援学校が合同で実施する。2日目及び3日目は、小(特学・通級)、中(通級)が合同、中(特学)が単独で実施する。 「合理的配慮」(コンプライアンス)の内容を設定する。 	該当者 ※小中学校の特別支援学級新任担当者及び通級指導教室新任担当者及び前年度までの該当者で当研修を未受講の担当者	校内 1日 校外 3日	総合教育センター

◇岐阜教育事務所
教育支援課

月	名 称	対 象	研 修 内 容	期 間	会 場 地
4 6 11 1	生徒指導・ 教育相談 担当者会	市町教育委員会の生徒指導担 当者及び教育相談担当者	各学校の生徒指導・ 教育相談、不登校対 策充実に向けての支 援の在り方の実践交 流等	4月28日 6月8日 11月15日 1月23日	岐阜県総合教育 センター
9	進路指導 主事等 実践講習会	小学校（岐阜市内）の進路指 導担当者 中学校（岐阜市内）の進路指 導主事	進路指導主事等の役 割キャリア教育推進 のための基本的な考 え方等	9月4日	岐阜県総合教育 センター
		小学校（岐阜市は除く）の進 路指導担当者 中学校（岐阜市は除く）の進 路指導担当者		9月5日	

◇西濃教育事務所
教育支援課

月	名 称	対 象	研 修 内 容	期 間	会 場 地
5	小・中学校 生徒指導主事 連絡協議会	小・中学校生 徒指導主事全員	生徒指導主事としての職務 と生徒指導上の課題	5月9日	大垣市情報工房
5	小・中学校新任 生徒指導主事 講座	小・中学校新任 生徒指導主事	生徒指導主事の役割と任務 生徒指導上の問題への対応	5月9日	大垣市情報工房
6	進路指導主事等 実践講習会	中学校進路指導主事 等小学校進路指導担 当者	進路指導主事・進路指導担 当の任務と小・中学校の9 年間を見通した進路指導の 在り方等	6月21日	西濃総合庁舎

◇美濃教育事務所
教育支援課

月	名 称	対 象	研 修 内 容	期 間	会 場 地
5	小・中学校 生徒指導主事 連絡協議会	小・中学校の 生徒指導主事全員	・生徒指導上の課題への対 応 ・生徒指導体制・教育相談 体制の確立に向けて ・いじめ・不登校の未然防 止の取組	5月9日	郡上市大和庁舎 美濃市防災・中 央コミュニテイ センター 関市役所
				5月18日	
				5月23日	
6	小・中学校新任 生徒指導主事 講座	小・中学校の新任の 生徒指導主事全員	・生徒指導主事の役割と任 務 ・生徒指導上の問題への対 応	6月2日	中濃総合庁舎

月	名 称	対 象	研 修 内 容	期 間	会 場 地
6	小・中進路指導 主 事 等 実 践 講 習 会	小学校進路指導担当 全員 中学校進路指導主事 全員	・小中9年間を見通した キャリア教育をふまえた 進路指導の在り方	6月14日	中濃総合庁舎

◇可茂教育事務所
教育支援課

月	名 称	対 象	研 修 内 容	期 間	会 場 地
5	小中高特生徒 指導連絡協議会	生徒指導主事、生徒 指導担当主幹教諭、 各教育委員会担当者	・校種の違い、本年度の状 況を踏まえた生徒指導上 の諸問題についての研修	5月11日	可茂総合庁舎
5	新任生徒指導 主 事 講 座	小中生徒指導主事 (新任のみ)	・生徒指導主事の職務、地 区における方針や取組に ついての研修	5月11日	可茂総合庁舎
6	へき地・ 複式教育研修会	へき地・複式学校に 初めて勤務する教員 及び少人数指導等に ついて学ぶ意欲のある 教員	・へき地・複式学校におけ る地域社会の実情（ふる さと教育等の特色ある教 育実践）、小規模・少人数 の特性を生かした教育の 在り方・へき地・複式学 校における学習指導 （特に、小規模性を生かし 「3つの見届ける」を意識 した授業実践）や学級経 営、生徒指導の在り方	6月21日	黒川中学校
8	小・中学校進路 指導主事等実践 講 習 会	小学校（進路指導担 当）、中学校進路指導 主事	・小中学校9年間を見通し た進路指導の在り方・進 路指導主事としての職務 の理解、及び「生き方指 導」としての進路指導の 在り方	7月31日	可茂総合庁舎

◇東濃教育事務所
教育支援課

月	名 称	対 象	研 修 内 容	期 間	会 場 地
5	小・中学校新任 生徒指導主事 講 座	小・中学校新任 生徒指導主事	・生徒指導主事としての職 務 ・生徒指導上の課題への対 応	5月12日	恵那総合庁舎
6	進路指導主事等 実 践 講 習 会	中学校進路指導主事等 小学校特別活動主任等	・キャリア教育の推進と望 ましい進路指導の在り方	6月6日	恵那総合庁舎

月	名 称	対 象	研 修 内 容	期 間	会 場 地
10	へき地・複式教育研修会	初めてへき地・複式の小・中学校に勤務する教員及び少人数指導の在り方等について学ぶ意欲のある教員	・へき地・複式学校における学校・学級経営ならびに学習指導の在り方	10月17日	中津川市立加子母小中学校
4 9 3	主幹教諭連絡会議	主幹教諭、市教育委員会生徒指導担当	・機能的な生徒指導・特別支援等の連携の在り方	4月19日 9月27日 3月15日	恵那総合庁舎 土岐市立土岐津小学校 恵那総合庁舎

◇飛騨教育事務所
教育支援課

月	名 称	対 象	研 修 内 容	期 間	会 場 地
5	へき地・複式教育研修会	へき地・複式学校に初めて勤務する者	・へき地・複式学校における教科指導の在り方と実践交流	5月24日	高山市立岩滝小学校
5	新任生徒指導主事講座	小・中・義務教育学校の新任生徒指導主事	・生徒指導主事としての知識と技能の修得と活用	5月11日	飛騨総合庁舎
5	小・中学校生徒指導主事連絡協議会	小・中・義務教育学校の生徒指導主事・主幹教諭	・不登校、いじめの未然防止のための実践研究と協議	5月11日	飛騨総合庁舎
6	進路指導主事等実践講習会	小学校の特活主任等中学校及び義務教育学校の進路指導主事等	・キャリア教育の推進と進路指導の在り方について実践交流	6月23日	飛騨総合庁舎

2 平成29年度高等学校・特別支援学校関係研修計画

学校支援課関係

事業の名称	対 象	人数	期間	期 日	会 場
県進路指導主事会議	進路指導主事等	129	2回	5月30日 2月6日	岐阜県総合教育センター 岐阜聖徳学園大学
高等学校、特別支援学校人権教育担当者連絡会	人権教育担当者	120	1回	7月28日	岐阜県国際たくみアカデミー
高等学校教育課程講習会（各教科等）	H25～H28未参加の者等	約230	1回	8月17日	関係学校等
特別支援教育コーディネーター研修会	幼・小・中・義・高・特の新任及び未受講の特別支援教育コーディネーター	各80人程度	半日を2回	圏域ごとに決定	圏域ごとに開催

体育健康課関係

事業の名称	対 象	人数	期間	期 日	会 場
特 別 支 援 学 校 給食調理従事者会議	学校栄養職員 調理従事者	35	半日	7月25日	県立関特別支援学校
高等学校・特別支援 学校保健担当者会議	保健主事・養護教諭	240	4回	5月24日 7月14日 12月6日 2月27日	不二羽島文化センター 岐阜県総合教育センター 県庁 岐阜県博物館

教育研修課関係

番号	名 称	事業の運営及び留意点	対 象	期日	会 場
1	初 任 者 研 修 (高等学校・ 特別支援学校)	<ul style="list-style-type: none"> ・教育公務員法第23条の規定に基づき、関係通知（通達文及び初任者研修実施要項都道府県）を踏まえて実施する。 ・教員としての責任と使命感や、幅広い知見を身につける。 ・「求められる教師像」「社会人のマナー」「教師の服務と使命」「発達障がいへの理解と対応」「メンタルヘルス」「情報モラル教育（コンプライアンス）等の内容を設定する。 ・主権者教育に関わる研修を実施する。 ・「初任者研修の手引き（指導者用）」に掲載した実施要項や計画書を基に実施する。 ・初長連、初指連は年1回を原則として実施する。 	初任者	校内 180時間 校外 20日	総合教育センター 各県立学校 市町村立学校 国立乗鞍 青少年交流の家
2	新規採用実習 助手研修	<ul style="list-style-type: none"> ・実習助手としての基礎的・基本的な知識・技能を習得する。 ・1日目は総合教育センターで、2日目は初任者研修と合同で各校で行う。 	新規採用 実習助手	校外 2日	総合教育センター 各県立学校
3	2年目研修 (高等学校・ 特別支援学校)	<ul style="list-style-type: none"> ・専門の教科についての指導力を高めるとともにホームルーム経営についての実践的指導力を身に付ける。 ・「学校における安全指導」（コンプライアンス）の内容を設定する。 ・主権者教育に関わる研修を実施する。 	2年目教員 ※教員経験が 満1年を経過 した教員及び 前年度までの 該当者で当研 修を未受講の 教員。	校内 2日 校外 1日	総合教育センター
4	3年目研修 (高等学校・ 特別支援学校)	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームルーム経営や学習指導の基礎基本を確実に身に付けるとともに、教育公務員としての使命感や学校組織の一員としての自覚を高める。 ・「情報モラル指導」「ICTを活用した実践的指導力の向上」（コンプライアンス）の内容を設定する。 ・主権者教育に関わる研修を実施する。 ・校外研修は総合教育センターで情報に関する研修を1日行う。 ・校外研修及び校内研修では教科指導・ホームルーム経営・情報にかかわる研修を行う。 	3年目教員 ※教員経験が 満2年を経過 した教員及び 前年度までの 該当者で当研 修を未受講の 教員。	校内 3日 校外 3日	総合教育センター 各県立学校

番号	名 称	事業の運営及び留意点	対 象	期日	会 場
5	6年目研修 (高等学校・特別支援学校)	<ul style="list-style-type: none"> ・学習指導を中心とした日々の実践を振り返り、専門的な知識や実践的指導力を充実させるとともに、教育公務員としての使命感や学校組織の一員としての自覚を高める。 ・「個人情報の管理」「メンタルヘルス」(コンプライアンス)の内容を設定する。 ・主権者教育に関わる研修を実施する。 ・校外研修は3日間行う。1日目は総合教育センターで全体にかかわる研修(各種教育活動及びメンター養成研修)を行う。2日目は教科教育または特別支援教育にかかわる研修を総合教育センターまたは県立学校及び岐阜大学で行う。高等学校の3日目は、初任者研修との合同のクロス研修とし、メンター制にかかわる研修を行う。特別支援学校の3日目は、特別支援教育の専門性を深める研修を行う。 ・校内研修では、各種教育活動の研修を3日間実施する。 	6年目教員 ※教職経験が満5年を経過した教員及び前年度までの該当者で当研修を未受講の者。	校内 3日 校外 3日	総合教育センター 岐阜大学 各県立学校
6	12年目研修 (高等学校・特別支援学校)	<ul style="list-style-type: none"> ・教育公務員特例法第24条の規定に基づき実施する。 ・学習指導の力、生徒指導の力及び経営・分掌を推進する力を高めるとともに、教育公務員としての使命感や学校組織の一員としての自覚を一層高める。 ・「個人情報の管理と情報モラル教育」「アンガーマネジメント」(コンプライアンス)の内容を設定する。 ・主権者教育に関わる研修を実施する。 ・当該年度に教員免許更新講習を受講する教員は、前年度の本研修を受講することができる。 ・校内研修は各種教育活動の研修を、20日間行う。 ・校外研修は、10日間行う。総合教育センターにおける中堅教員としての資質や能力の向上を図る研修(2日)、教科別研修(1日)、地域貢献活動(3日)、個々の課題に応じた研修(4日)を行う。 	12年目教員 ※教職経験が満11年を経過した教員及び前年度までの該当者で当研修を未受講の者。	校内 20日 校外 10日	総合教育センター 各県立学校

番号	名 称	事業の運営及び留意点	対 象	期日	会 場
7	新任校長研修 (高等学校・特別支援学校)	<ul style="list-style-type: none"> ・「第2次岐阜県教育ビジョン」に基づき、新任校長として、岐阜県の教育行政上の基本事項を理解するとともに、組織を動かしたり危機に的確に対応したりするマネジメント能力の伸長を図り、学校経営に必要な資質や能力を育む。 ・「学校組織マネジメント」「リスクマネジメント」「メンタルヘルス」「人事管理上の課題」「学校財務の運営管理」(コンプライアンス)等の内容を設定する。 ・主権者教育に関わる研修を実施する。 ・外部講師による専門的な内容を盛り込んで実施する。 ・講座の一部については、小・中の「新任校長研修」との合同開催とする。 	新任校長 ※平成29年度における新任校長及び前年度までの該当者で当研修を未受講の校長	校外 3日	総合教育センター
8	2年目校長研修 (高等学校・特別支援学校)	<ul style="list-style-type: none"> ・「第2次教育ビジョン」に基づき、2年目の校長として教育活動の質的な改善を目指し、教育活動の組織化をリードするとともに、学校が直面する様々な課題に的確に対応し、信頼される学校経営を推進するための資質や能力の育成を図る。 ・「組織マネジメント」「リスクマネジメント」(コンプライアンス)等の内容を設定する。 ・講座の一部については小・中の「2年目校長研修」との合同開催とする。 ・講義だけでなく、演習的な内容の講座を設定する。 	2年目の校長 ※平成29年度校長として2年目の勤務となった校長	校外 2日	総合教育センター
9	新任副校長研修 (高等学校)	<ul style="list-style-type: none"> ・本県の教育行政上の基本的事項や副校長の役割について理解を図るとともに、学校の管理運営上の諸問題について研修を深め、管理職としての資質や能力の向上を図る。 ・「人事管理」「学校財務」「メンタルヘルス」(コンプライアンス)等の内容を設定する。 ・「メンタルヘルス」講座の講師については教職員課との連携を図り、人選をする。 ・定時制・通信制教育に関する専門性の高い講座内容を盛り込む。 	新任副校長 ※平成29年度における新任副校長及び前年度までの該当者で当研修を未受講の副校長	校外 半日	総合教育センター

番号	名 称	事業の運営及び留意点	対 象	期日	会 場
10	新任教頭研修 (高等学校・特別支援学校)	<ul style="list-style-type: none"> ・新任教頭として、岐阜県の教育行政上の基本的事項を理解するとともに、校長を補佐し、保護者や地域から信頼される学校経営を推進するために必要な資質や能力を育む。 ・「メンタルヘルス」講座の講師については教職員課との連携を図り、人選をする。 ・「教頭の役割」「アンガーマネジメント」「メンタルヘルス」「学校組織マネジメント」「法令演習」「情報モラル」「人事管理上の課題」「学校財務の運営管理」(コンプライアンス)等の内容を設定する。 ・主権者教育に関わる研修を実施する。 	新任教頭 ※平成29年度における新任教頭及び前年度までの該当者で当研修を未受講の教頭	校外 2日	総合教育センター
11	2年目教頭研修 (高等学校・特別支援学校)	<ul style="list-style-type: none"> ・2年目教頭として自校の教職員の組織化を図ったり、危機に的確な対応したりする力量の向上を図り、将来の校長候補として学校経営に必要な資質や能力の基礎を育む。 ・「リスクマネジメント(法規を踏まえた危機管理)」(コンプライアンス)の内容を設定する。 ・小・中の「2校目教頭研修」と合同開催とする。 	2年目の教頭 ※平成29年度教頭として2年目の勤務となった教頭	校外 1日	総合教育センター
12	新任部主事研修 (特別支援学校)	<ul style="list-style-type: none"> ・岐阜県立特別支援学校管理規則第15条に定める「部の校務をつかさどる」の職務が適正に執行できるよう、実務向きの研修内容に見直しを図るとともに、実践交流においては特別支援学校経験者の本研修終了済み部主事を助言者として招聘する。 ・他校のより良い実践を、早期に部運営に生かせるよう、第2回目の学部マネジメントに関する実践交流の実施日を、6月に実施する。 ・「合理的配慮」(コンプライアンス)の内容を設定する。 	新任部主事 ※平成29年度における新任部主事及び前年度までの該当者で当研修を未受講の部主事	校外 2日	総合教育センター

番号	名 称	事業の運営及び留意点	対 象	期日	会 場
13	新任教務主任 研 修 (高等学校・ 特別支援学校)	<ul style="list-style-type: none"> ・教育の今日的課題や、教育計画の立案等の教務に関する事項についての研修を通して、教務主任としての資質や能力の向上を図る。 ・教務主任経験者の実践発表を位置付ける。 ・学校評価を生かした教育課程の編成に関わる研修を中心とする。 ・新任教務主任が抱える課題を解決する研修を設定する。 ・「教育法令」(コンプライアンス)の内容を設定する。 ・主権者教育に関わる研修を実施する。 	新任教務主任 ※平成29年度における新任教務主任及び前年度までの該当者で当研修を未受講の教務主任	校外 2日	総合教育センター
14	新任生徒指導 主事研修 (高等学校・ 特別支援学校)	<ul style="list-style-type: none"> ・教育の今日的課題や、生徒指導計画、指導體制の立案等に関する事項について、生徒指導主事としての資質や能力の向上を図る。 ・「発達障がい」「個人情報の管理」「情報モラル教育」(コンプライアンス)等の今日的な課題に対応する講座を設定する。 ・主権者教育に関わる研修を実施する。 ・生徒指導主事経験者の実践発表を位置付ける。 	新任生徒指導主事 ※平成29年度における新任生徒指導主事及び前年度までの該当者で当研修を未受講の生徒指導主事	校外 2日	総合教育センター
15	新任進路指導 主事研修 (高等学校・ 特別支援学校)	<ul style="list-style-type: none"> ・教育の今日的課題や、進路指導計画、指導體制の立案等に関する事項について進路指導主事としての資質や能力の向上を図る。 ・キャリア教育の実践的内容の講座を設定する。 ・進路指導主事経験者の実践発表を位置付ける。 ・「個人情報の管理」(コンプライアンス)の内容を設定する。 	新任進路指導主事 ※平成29年度における新任進路指導主事及び前年度までの該当者で当研修を未受講の進路指導主事	校外 2日	総合教育センター
16	常勤講師研修 (高等学校・ 特別支援学校 ・養護助教諭)	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒理解や学習指導等に関する基礎的・基本的な知識や技能を習得することで実践的指導力を高める。 ・「個人情報の管理」「服務」(コンプライアンス)の内容を設定する。 ・2日目の日程は希望研修とし、「メンタルヘルス」の内容を追加する。 ・3日目(特別支援学校のみ設定)は県立特別支援学校での研修とする。 	初任研及び常勤講師研修を未受講の常勤講師及び非常勤講師の希望者	校外 1日 希望 高1日 特2日 養1日	総合教育センター 県立特別支援学校

第4章 平成29年度公立高等学校入学者選抜

1 日 程

- ・第一次選抜・連携型選抜出願期間 平成29年2月20日～2月23日
- ・第一次選抜・連携型選抜出願変更期間 平成29年2月24日～3月2日
- ・岐阜県立高等学校出願承認願締切 平成29年1月10日～1月27日
- ・通学区域外高等学校出願承認願締切 平成29年1月10日～1月27日
- ・第一次選抜検査期日 平成29年3月9日(10日)
- ・連携型選抜検査期日 平成29年3月9日(10日)
- ・第一次選抜・連携型選抜合格発表、第二次選抜募集人員発表 平成29年3月16日
- ・第二次選抜出願期日 平成29年3月17日
- ・第二次選抜出願変更期日 平成29年3月21日
- ・第二次選抜検査期日 平成29年3月23日
- ・第二次選抜合格発表 平成29年3月27日

2 学力検査

第一次選抜・連携型選抜			第二次選抜		
3月9日(水)			3月23日(水)		
9:20～10:10	国	語	9:20～9:50	国	語
10:30～11:20	数	学	10:05～10:35	数	学
11:40～12:30	英	語	10:50～11:20	英	語
13:20～14:10	理	科	11:35～12:05	理	科
14:30～15:20	社	会	12:20～12:50	社	会

3 出願者と合格者の状況

学校別状況表は、教育統計資料編に掲載

(全日制)

(単位：人)

分野	設置者	定員	第一次選抜・連携型選抜			第二次選抜			合格者 総数
			募集人員	出願者数	合格者数	募集人員	出願者数	合格者数	
普通	県立	7,640	7,640	8,008	7,360	280	91	84	7,444
理数	県立	320	320	238	262	58	8	9	271
英語	県立	40	40	32	32	8	2	2	34
農業	県立	960	960	992	924	36	11	11	935
工業	県立	1,640	1,640	1,725	1,616	24	6	5	1,621
	市立	160	160	170	160	0	—	—	160
	計	1,800	1,800	1,895	1,776	24	6	5	1,781
商業	県立	1,560	1,560	1,619	1,513	47	9	9	1,522
	市立	320	320	346	318	2	2	2	320
	計	1,880	1,880	1,965	1,831	49	11	11	1,842

分野	設置者	定員	第一次選抜・連携型選抜			第二次選抜			合格者 総数
			募集人員	出願者数	合格者数	募集人員	出願者数	合格者数	
生活産業	県立	760	760	725	686	74	21	19	705
情報	県立	80	80	91	80	0	—	—	80
音楽	県立	40	40	32	32	8	1	1	33
美術	県立	40	40	43	40	0	—	—	40
総合	県立	960	960	992	927	33	12	10	937
総計	県立	14,040	14,040	14,497	13,472	568	161	150	13,622
	市立	480	480	516	478	2	2	2	480
	計	14,520	14,520	15,013	13,950	570	163	152	14,102

- (注1) 「帰国生徒等に係る入学者の選抜」は、受検者数が14、合格者数が13で外数である。
(注2) 「外国人生徒等に係る入学者の選抜」は、受検者数が15、合格者数が12で外数である。
(注3) 第二次選抜の募集人員は、入学定員から第一次選抜及び連携型選抜の合格者数を減じた数に、合格後、入学を辞退した者の数を加えたものである。
(注4) 合格者総数は、第一次選抜及び連携型選抜の合格者数に第二次選抜の合格者数を加えた数から、合格後、入学を辞退した者の数を減じたものである。

(定時制)

(単位：人)

分野	設置者	定員	第一次選抜・連携型選抜			第二次選抜			合格者 総数
			募集人員	出願者数	合格者数	募集人員	出願者数	合格者数	
普通	県立	440	440	329	316	124	28	26	341
農業	市立	40	40	27	26	14	5	5	31
工業	県立	80	80	62	58	22	12	7	65
	市立	40	40	7	7	33	1	1	8
	計	120	120	69	65	55	13	8	73
商業	県立	80	80	38	32	48	6	6	38
生活産業	市立	40	40	13	13	27	1	1	14
総計	県立	600	600	429	406	194	46	39	444
	市立	120	120	47	46	74	7	7	53
	計	720	720	476	452	268	53	46	497

- (注1) 第二次選抜の募集人員は、入学定員から第一次選抜の合格者数を減じた数に、合格後、入学を辞退した者の数を加えたものである。
(注2) 合格者総数は、第一次選抜の合格者数に第二次選抜の合格者数を加えた数から、合格後、入学を辞退した者の数を加えたものである。

第5章 教科書の採択

1 平成30年度使用教科用図書の採択

- 平成30年度に使用する小学校用教科用図書、中学校用教科用図書採択については、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条及び同法施行令第15条の定めるところにより採択する。また、平成29年度においては、新たに「特別の教科 道徳」(小学校)の教科書の採択を行う。
- 県立特別支援学校の小学部・中学部用教科用図書の選定に当たっては、教科用図書選定審議会の意見を踏まえ、特別支援学校用教科書目録に該当する教科用図書がない場合や、特別な教育課程による場合で特別支援学校用教科書目録に登載されている教科用図書を使用することが適当でない場合には、学校教育法附則第9条の規定による教科用図書を選定することができる。
- 高等学校用教科書については、各高等学校に設置された教科書選定委員会で選定された教科用図書の報告を受け、県教育委員会が採択を行っている。なお、全ての県立高等学校及び県立特別支援学校の教科書選定委員会には、学校外の学識経験者等を委員として加えている。

2 平成29年度教科書センター及び分館

センター名	郵便番号	所在地	設置施設	設置校種
中央	500-8384	岐阜市藪田南5-9-1	岐阜県総合教育センター内	小・中・高・特
岐阜県	500-8368	岐阜市宇佐4-2-1	岐阜県図書館内	小・中・高
岐阜	501-6244	羽島市竹鼻町丸の内6-2	羽島市立図書館内	小・中
各務原分館	504-0911	各務原市那加門前町3-1-3	各務原市立中央図書館内	小・中
山県分館	501-2121	山県市佐賀588-2	高富中央公民館内	小・中
瑞穂分館	501-0224	瑞穂市稲里28-1	瑞穂市図書館内	小・中
巣南分館	501-0305	瑞穂市宮田304-2	瑞穂市図書館分館内	小・中
本巣分館	501-0465	本巣市軽海424	本巣市図書館内	小・中
岐南分館	501-6013	羽島郡岐南町平成7-38	岐南町図書館内	小・中
笠松分館	501-6083	羽島郡笠松町常盤町6	笠松中央公民館(図書室)内	小・中
北方分館	501-0431	本巣郡北方町1857	北方町生涯学習センター内	小・中
岐阜市	500-8521	岐阜市橋本町1	岐阜市立図書館分館内	中
岐阜市分館	501-3133	岐阜市芥見南山3-10-1	岐阜市教育研究所内	小・中
西濃	503-0838	大垣市江崎町422-3	西濃教育事務所内	小・中・高・特
養老分館	503-1251	養老郡養老町石畑491	養老中央公民館内	小・中
神戸分館	503-2306	安八郡神戸町北一色821-1	神戸町立図書館内	小・中
大垣分館	503-0911	大垣市室本町5-51	大垣市立図書館内	小・中
海津分館	503-0654	海津市海津町高須605	海津市海津図書館内	小・中
揖斐川分館	501-0603	揖斐郡揖斐川町上南方15-1	揖斐川図書館内	小・中
垂井分館	503-2121	不破郡垂井町2443-1	タルイピアセンター内	小・中

センター名	郵便番号	所在地	設置施設	設置校種
美濃	501-3756	美濃市生櫛1612-2	美濃教育事務所内	小・中・高・特
関分館	501-3802	関市若草通2-1	関市まなびセンター内	小・中・高
美濃分館	501-3701	美濃市1571-2	美濃市図書館内	小・中・特
郡上分館	501-4222	郡上市八幡町島谷207-1	郡上市図書館分館内	小・中
可茂	505-8508	美濃加茂市古井町下古井2610-1	可茂教育事務所内	小・中・高・特
美濃加茂分館	505-0004	美濃加茂市蜂屋町上蜂屋3299-1	みのかも文化の森内	小・中
可児分館	509-0203	可児市下恵土5166-1	可児市教育研究所内	小・中
白川分館	509-1105	加茂郡白川町河岐1728	美濃白川楽集館内	小・中
御嵩分館	505-0116	可児郡御嵩町御嵩1389-1	中山道みたけ館内	小・中
東濃	509-7203	恵那市長島町正家字後田1067-71	東濃教育事務所内	小・中・高・特
多治見分館	507-8787	多治見市音羽町1-71-1	多治見市教育研究所内	小・中・特
中津川分館	508-0032	中津川市栄町1-1	中津川市教育委員会事務局内	小・中・特
瑞浪分館	509-6195	瑞浪市上平町1-1	瑞浪市教育研究所内	小・中・特
恵那分館	509-7292	恵那市長島町正家1-1-1	恵那市教育委員会事務局内	小・中・特
土岐分館	509-5192	土岐市土岐津町土岐口2101	土岐市教育研究所内	小・中・特
飛騨	506-8688	高山市上岡本町7-468	飛騨教育事務所内	小・中・高・特
高山分館	509-3505	高山市一之宮町3100	高山市教育研究所内	小・中・高
下呂分館	509-2517	下呂市萩原町萩原1166-8	下呂市はぎわら図書館内	小・中
飛騨分館	509-4292	飛騨市古川町本町2-22	飛騨市図書館内	小・中・高
白川分館	501-5629	大野郡白川村鳩谷614-1	白川村立白川小学校内	小・中

・展示の期間や曜日は、会場（教科書センター）によって異なります。

3 平成29年度使用教科書

県内の小・中学校、高等学校、特別支援学校が使用している教科用図書は、下記の岐阜県総合教育センターのホームページ上で公開している。

ホームページアドレス：

<http://www.gifu-net.ed.jp/ssd/sien/kyoukasho/kyoukasyo/kyoukasyo01.html>

○ 小学校：平成29年度使用教科書一覧

種目	岐阜	岐阜市	西濃	美濃	可茂	東濃	飛騨
国語	光村						
書写	光村	光村	東書	光村	東書	東書	光村
社会	東書						
地図	帝国	帝国	帝国	帝国	帝国	帝国	東書
算数	大日本						
理科	東書						
生活	東書						

種目	岐阜	岐阜市	西濃	美濃	可茂	東濃	飛騨
音楽	教芸	教芸	教芸	教芸	教芸	教芸	教芸
図画工作	日文	日文	日文	日文	日文	日文	日文
家庭	開隆堂	開隆堂	東書	東書	東書	開隆堂	東書
保健	東書	東書	学研	東書	東書	学研	東書

○ 中学校：平成29年度使用教科書一覧

種目	岐阜	岐阜市	西濃	美濃	可茂	東濃	飛騨
国語	光村	光村	光村	光村	光村	光村	光村
書写	東書	教出	東書	東書	東書	東書	光村
社会	地理的分野	東書	東書	東書	東書	東書	東書
	歴史的分野	東書	東書	東書	東書	東書	東書
	公民的分野	東書	東書	東書	東書	東書	東書
地図	帝国	帝国	帝国	帝国	帝国	帝国	帝国
数学	大日本	大日本	大日本	大日本	大日本	大日本	大日本
理科	東書	東書	東書	東書	東書	東書	東書
音楽	一般	教芸	教芸	教芸	教芸	教芸	教芸
	器楽合奏	教芸	教芸	教芸	教芸	教芸	教芸
美術	日文	日文	日文	日文	日文	日文	日文
保健体育	学研	学研	東書	東書	東書	東書	東書
家庭技術	技術分野	東書	東書	東書	東書	東書	開隆堂
	家庭分野	東書	東書	東書	東書	東書	東書
英語	三省堂	三省堂	東書	三省堂	東書	三省堂	東書

○ 高等学校

県立高等学校は、学校ごとに選定し、県教育委員会が採択している。

○ 特別支援学校

県立の特別支援学校は、高等学校と同様に採択している。

◇ 学校教育法附則第9条に規定する教科用図書（一般図書）

国語…86種 生活・社会…38種 算数・数学…43種 生活・理科…32種
 生活・保体…23種 生活・職家…25種 外国語（英語）…13種 音楽…27種
 図工・美術…49種

◇ 文部科学省が著作の名義を有する教科用図書

国語…6種 社会…4種 算数・数学…4種
 理科…2種 英語…1種 音楽…3種